

# 新たな行財政改革プラン案

2011(平成23)年2月

川崎市



# 目 次

## 第1章 川崎市をとりまく現況と課題

- 1 「川崎再生」の取組 ..... 1
- 2 想定を超える環境変化と再び直面する厳しい状況 ..... 1
  - (1) 極めて厳しい財政状況
  - (2) 本市の将来人口
  - (3) 地方分権改革等の進展

## 第2章 不断の改革の推進

- 1 「新たな行財政改革プラン」の策定 ..... 7
- 2 「新たな改革プラン」の「ねらい」 ..... 7
  - 【ねらい1】再び直面する厳しい状況を乗り越える** ..... 8
    - (1) 極めて厳しい財政状況への対応
    - (2) 進展する高齢化への対応
    - (3) 地方分権改革等への対応
  - 【ねらい2】将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る** ..... 11  
「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をめざして
- 3 改革の実現に向けて ..... 13

## 第3章 改革の実現に向けた6つの取組

- 取組 I 効率的・効果的な行政体制の整備** ..... 14
  - 1 本市行政体制の状況 ..... 15
  - 2 効率的・効果的な行政体制の整備に向けて ..... 19
    - (1) 「一般管理」部門等の執行体制についての考え方
    - (2) 「福祉関係」部門の執行体制についての考え方
    - (3) 「公営企業等会計」部門の執行体制についての考え方
    - (4) 職員削減目標
  - 3 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用 ..... 24
    - (1) 公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）
    - (2) 公共サービス提供における民間部門の活用

4	適正な組織規模や職員配置に向けた取組	27
	(1) 施設等の整備と関係組織の再編	
	(2) 効率的な行政運営に向けた内部体制の整備等	
	(3) 非常勤職員の活用等	
5	効率的な行政経営基盤の確立	31
	(1) 給与制度及び福利厚生制度の継続的な見直し	
	(2) 特別会計の健全化の推進	
	(3) 債権確保策の強化の取組	
	(4) 入札・契約制度改革の推進	
6	企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進	35
	(1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業	
	(2) 自動車運送事業	
	(3) 病院事業	
7	出資法人改革の推進	39
	(1) 出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進	
	(2) 情報公開の充実にに向けた取組	
	(3) 今後3年間における各出資法人の取組	

<b>取組Ⅱ</b>	<b>組織力の強化に向けた取組</b>	46
1	組織マネジメント強化の取組	47
2	職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進	47
3	職員の人材育成のさらなる推進	48

<b>取組Ⅲ</b>	<b>市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり</b>	51
1	活力ある地域社会の実現に向けた仕組みづくり	51
2	地域をとりまく社会状況	52
3	仕組みづくりから実践へ	52
4	具体的な実践の取組	53
	(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組	
	(2) 地域人材の発掘や育成に向けた取組	
	(3) 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組	
	(4) 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組	

<b>取組Ⅳ 市民サービスの再構築</b>	56
1 社会状況の変化に対応するための見直し	56
2 これまでの方針に基づく見直し	58
3 見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し	58
4 補助・助成金の見直し	59
5 受益と負担の適正化	60
<b>取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組</b>	61
1 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進	61
2 国の制度見直し等に向けた提案	62
<b>取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用</b>	64
1 都市基盤施設の整備	65
(1) 事業選択の考え方	
(2) 既存計画の見直し	
(3) 維持管理の負担を勘案した施設整備	
(4) さまざまな環境変化に柔軟に対応できる施設整備	
(5) 効率的な整備・運営手法の導入	
2 戦略的な資産活用	68
(1) 資産マネジメントプランの策定	
(2) 資産マネジメントの考え方と具体的な方策	

## 第4章 「財政フレーム」

「財政フレーム」	77
----------	----

## 第5章 推進体制と進行管理

1 川崎市行財政改革委員会	80
2 川崎市行財政改革推進本部会議	80
3 川崎再生ACTIONシステムの活用	80



# 第1章 川崎市をとりまく現況と課題

## 1 「川崎再生」の取組

本市は、2002（平成14）年度当時、1972（昭和47）年の指定都市移行以来、最も深刻な財政逼迫状況に直面していました。その後の財政収支を見通したとき、それまでの行財政運営をそのまま続けていくとすれば、2005（平成17）年度には一般会計決算が赤字となり、さらに2006（平成18）年度には「財政再建団体」に転落してしまうという、危機的な事態にありました。

こうしたことから、2002（平成14）年7月に「財政危機」を宣言し、行財政改革を市政運営の最重要課題に位置づけ、3次にわたる「行財政改革プラン」に基づく「川崎再生」の取組を着実に推進してきました（以下、3次にわたる「行財政改革プラン」を、それぞれ、「第1次改革プラン」、「第2次改革プラン」、「第3次改革プラン」という。）。この「川崎再生」の取組は、主に右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざして、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の三つの取組を中心に、全市を挙げて改革を推進してきたものです。

こうした3次にわたる改革プランに基づく取組により、「2009（平成21）年度予算において収支均衡を図る」という、「第1次改革プラン」策定時からの財政的な目標を達成するとともに、改革の成果については、子ども関連施策をはじめとする市民サービスに還元するなど、2002（平成14）年度にスタートした「川崎再生」の取組は、概ねその目的を達成しつつあります。

## 2 想定を超える環境変化と再び直面する厳しい状況

現在、日本社会をとりまく環境が大きくかつ急速に変化し、国・地方を通じた財源不足が大幅に拡大するなど、国全体が極めて厳しい状況下にあります。これまで行財政改革の取組を着実に進めてきた本市においても例外ではありえず、再び厳しい状況に直面しています。

## (1) 極めて厳しい財政状況

### ア 世界的な経済危機とその影響

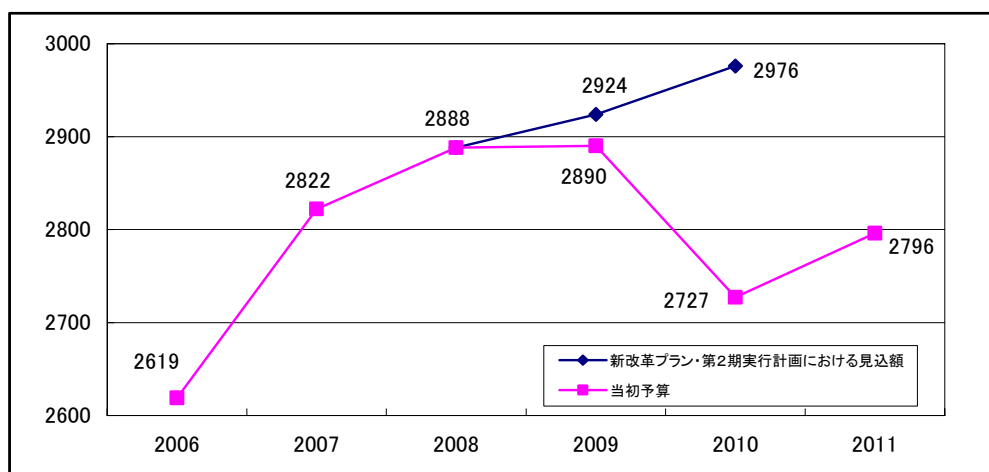
これまでの行財政改革の取組により、2009（平成21）年度予算においては「減債基金（※）からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という財政的な目標を達成するとともに、決算においては、2003（平成15）年度に減債基金から借入れた17億円についても返還することができました。

しかしながら、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な経済危機は、これまでの行財政改革の推進やグッドサイクル（好循環）のまちづくりにより、持続可能な財政構造の構築を着実に進めてきた本市にとっても極めて厳しいものとなっています。

2010（平成22）年度の当初予算においては、市税収入が前年度と比較して163億円、率にして5.6%の大幅な減少となり、これまでの緩やかな増収傾向から、過去最大の減収へと大きく転換しました。

また、2011（平成23）年度当初予算では、外需の高まりなどによる景気の持ち直し傾向を反映し、市税収入は前年度との比較で69億円の増加となりましたが、円高傾向が続いていることや海外経済の減速懸念などの先行きの不透明感から、大幅な回復は見込めない状況となっています（図表1）。

図表1 市税収入の推移（単位：億円）



(※) 減債基金：将来、市債（市の借金）を返済するために積み立てている貯金のこと。

### イ 減債基金からの借入れ

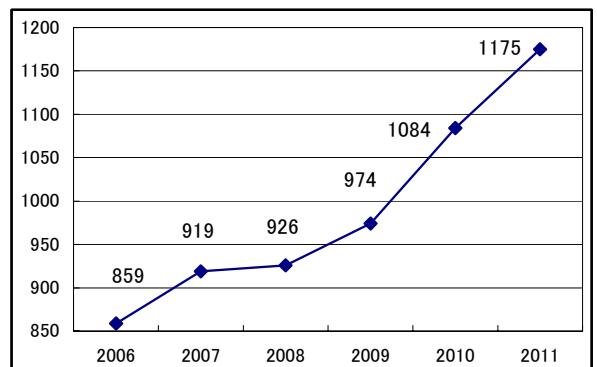
歳入において、市税収入が2010（平成22）年度予算で過去最大の減収となり、2011



(平成23)年度予算においても大きくは回復しない中で、歳出においては、扶助費が増加の一途をたどっており、2009(平成21)年度から2010(平成22)年度にかけて110億円増加し、さらに2011(平成23)年度には91億円の増加となっています(図表2)。

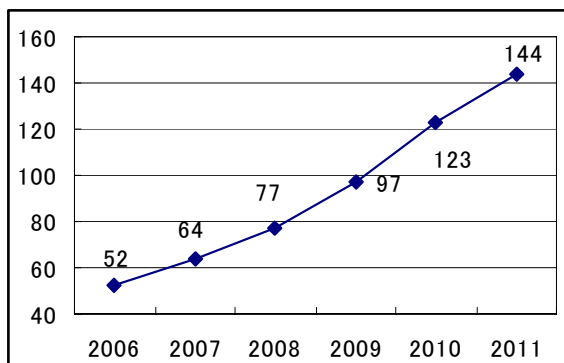
その主な要因として、待機児童対策として保育受入枠の大幅な拡大を推進していることなどにより、「多様な保育の充実」にかかる予算が、前年度と比較して2010(平成22)年度では39億円増加、さらに2011(平成23)年度では43億円増加となったこと(図表3)、また、生活保護扶助費についても、高齢化の進展や厳しい社会経済状況の影響等から2010(平成22)年度、2011(平成23)年度の2年連続で前年度当初予算と比較して60億円の増加となったことなどが挙げられます(図表4)。

図表2 扶助費の推移(当初予算)(単位:億円)



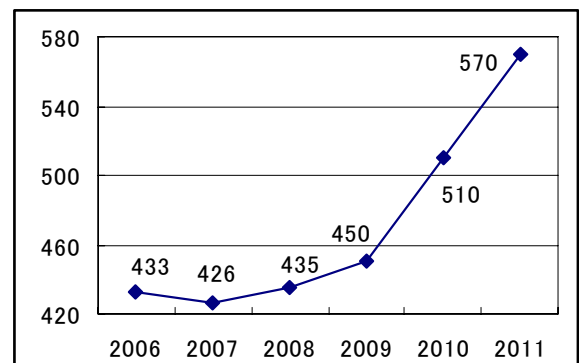
※子ども手当創設による増分を除いている。  
 2010(平成22)年度の扶助費総額は1271億円  
 2011(平成23)年度の扶助費総額は1409億円

図表3 民間保育所運営費等の推移(当初予算)(単位:億円)



※保育所整備費等を含む2011(平成23)年度の「多様な保育の充実」にかかる予算額は230億円(対前年度+43億円)

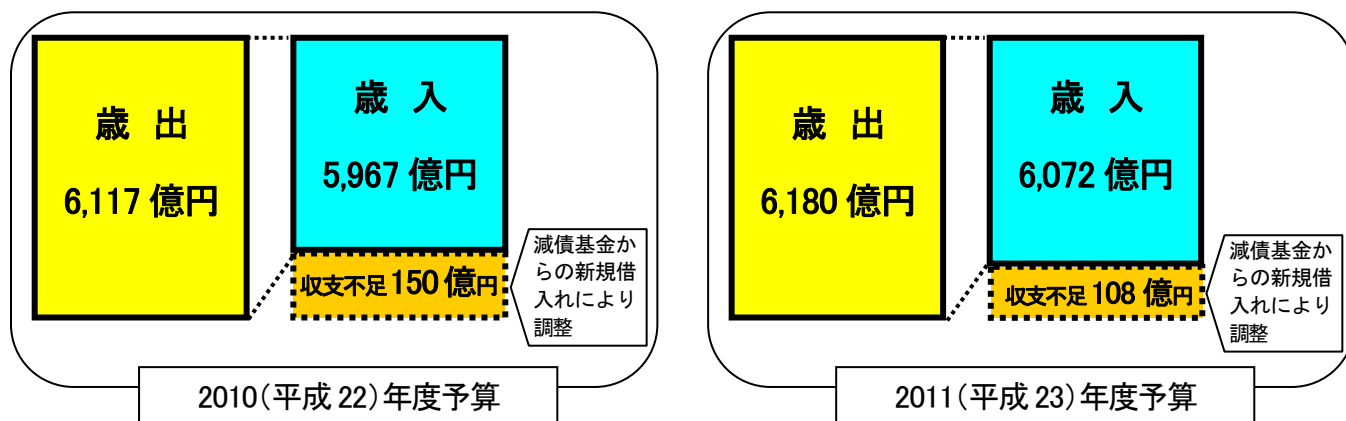
図表4 生活保護扶助費の推移(当初予算)(単位:億円)



こうした市税収入の減少や扶助費の増加等に対して、2010(平成22)年度予算においては、地方債の活用をはじめとした財源対策を講じても収支不足を解消することができず、減債基金から150億円の新規借入れを計上せざるを得なかったところです。

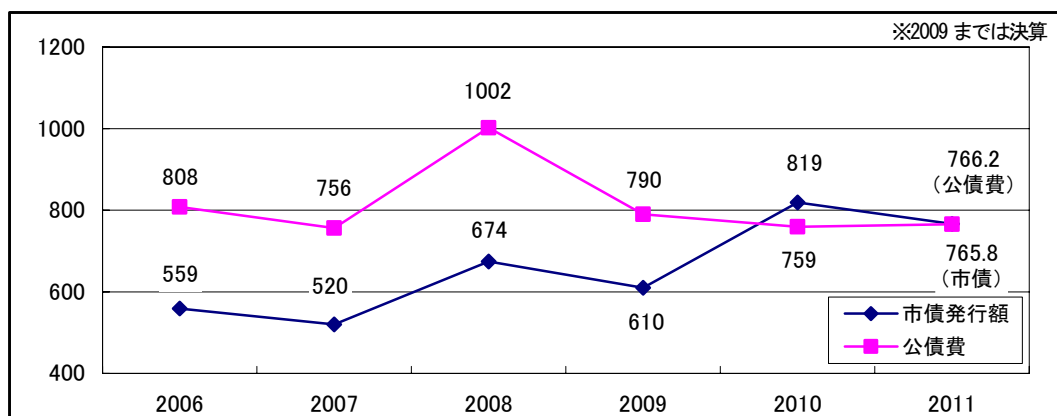
また、2011（平成23）年度予算においては、市税収入が一定程度回復したことや、行財政改革の取組効果、全庁を挙げた施策調整、効率的な事業執行手法の検討などを予算に反映した結果、2010（平成22）年度予算と比較して、借入額を圧縮することはできましたが、引き続き108億円の新規借入れにより、収支不足への対応を図ったところです（図表5）。

図表5 2010（平成22）年度及び2011（平成23）年度予算における歳入と歳出の状況



さらに、過去5年間のプライマリーバランス（基礎的財政収支）を振り返ってみると、黒字基調（市債の元利償還等の費用である公債費がその年度の市債発行額を上回っていること）を維持していますが、2010（平成22）年度予算では、市税収入の大幅な減少に対応するための市債活用により赤字となっています。（図表6）。

図表6 プライマリーバランス（基礎的財政収支）（単位：億円）



## ウ 今後の財政状況の見通し

今後についても、他都市に比較して強い財政力を備えた本市といえども、税収の大幅な回復が見込めない上、当面の人口増加や高齢化の進展に適切に対応するため

の経費の増大が見込まれるなど、厳しい財政状況が継続することが想定されることから、引き続き改革に取り組み、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を推進する必要があります。

## (2) 本市の将来人口

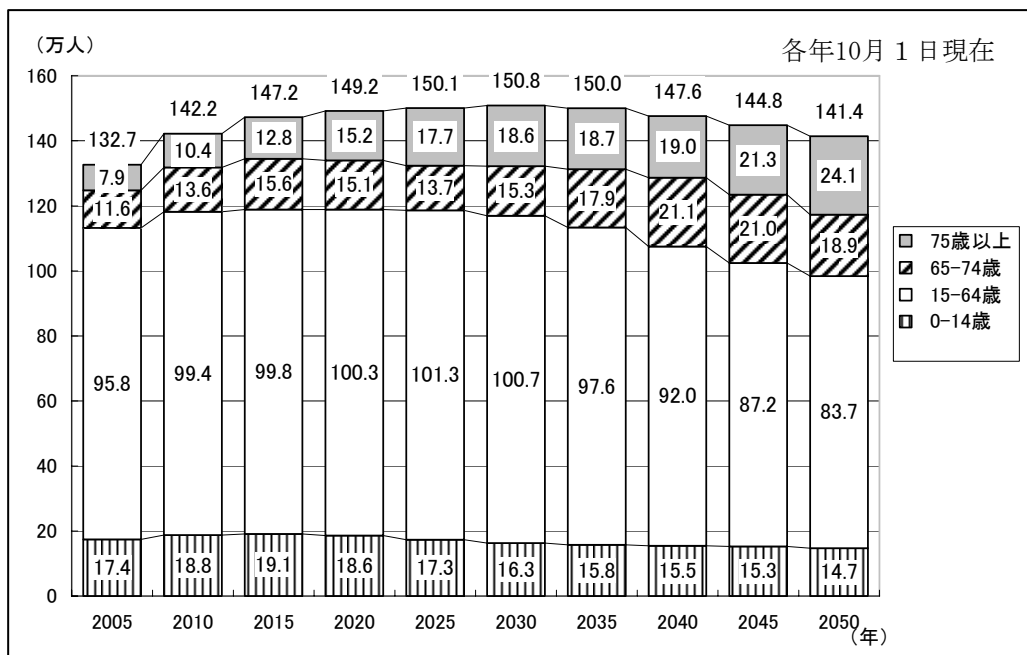
### ア 当面の人口増加と減少期への移行

直近の人口推計によると、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、本市の人口は当分の間増加する傾向にあり、2030（平成42）年時点で約150.8万人とピークに達します。その後、人口減少期に移行し、2050（平成62）年には現在と同程度の人口（約141.4万人）まで減少することが予想されます（図表7）。

### イ 進展する高齢化

さらに、本市の人口がピークを迎えるまでの人口増加期においても、65歳以上の老年人口は2010（平成22）年の約24.1万人から2030（平成42）年には約33.9万人となり、人口に占める割合も16.9%から22.5%へと大きく上昇します。中でも、75歳以上の人口は、約10.4万人（7.3%）から約18.6万人（12.3%）と人数・割合ともほぼ倍増し、高齢化の確実な進展が見込まれています。

図表7 川崎市将来人口推計



※単位未満を四捨五入しているため、各年齢の人口と合計値が一致しない場合があります。

### (3) 地方分権改革等の進展

現在、地方自治体が住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担うことを可能とするため、法令による義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体（市町村）への権限移譲、いわゆるひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、地方自治法の抜本見直しや国・地方の協議の場の法制化など、「地域主権改革」が進められています（図表8）。

また、少子高齢化の進展や厳しい経済情勢を受け、年金・医療・介護などの社会保障制度の充実や、雇用対策の強化などについての取組が進められています。

地方自治体は、これらの国の動向に着実に対応することにより、自主的・自立的な行財政運営の実現や社会経済状況の変化への効率的・効果的な対処を図っていくことが求められています。

図表8 地域主権戦略大綱（構成と概要）

2010(平成22)年6月

第1 地域主権改革の全体像	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」</li> <li>◆国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視</li> <li>◆戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定</li> <li>◆総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。</li> </ul>	
第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取組の意義等</li> <li>2 これまでの取組と当面の具体的措置</li> <li>3 今後の課題と進め方</li> </ol>
第3 基礎自治体への権限移譲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的な考え方</li> <li>2 具体的措置</li> <li>3 円滑な権限移譲の実現に向けて</li> <li>4 今後の取組</li> </ol>
第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改革に取り組む基本姿勢</li> <li>2 改革の枠組み</li> </ol>
第5 ひも付き補助金の一括交付金化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨</li> <li>2 一括交付金の対象範囲</li> <li>3 一括交付金の制度設計</li> <li>4 導入のための手順</li> </ol>
第6 地方税財源の充実確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの取組の実績と成果</li> <li>2 今後の課題と進め方</li> </ol>
第7 直轄事業負担金の廃止	
第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体の基本構造</li> <li>2 議会制度</li> <li>3 監査制度</li> <li>4 財務会計制度</li> </ol>
第9 自治体間連携・道州制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的考え方</li> <li>2 今後の取組</li> </ol>
第10 緑の分権改革の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的考え方</li> <li>2 具体的取組</li> </ol>
<p>別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）                  別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置</p>	

出典:内閣府ホームページ

## 第2章 不断の改革の推進

### 1 「新たな行財政改革プラン」の策定

右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざした「川崎再生」の取組が、その目的を概ね達成しつつある中で、世界的な経済危機等に起因する社会経済状況の変化により、本市の財政状況は再び厳しさを増しています。また、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、当面の人口増加と進展する少子高齢化、さらには国による政策変更・制度変更等にも的確に対応していく必要があります。

このようなさまざまな環境変化の中で、「市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供する」という地方自治体の責務を果たし、「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』」（以下、「新総合計画」という。）で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現するためには、不断の改革の取組により、現在の極めて厳しい状況を乗り越えるとともに、将来に向けた公共サービス提供システム改革の方向性を明らかにし、そこに向かって着実な歩みを進めていくことが大変重要です。

こうしたことから、「新たな行財政改革プラン」（以下「新たな改革プラン」という。）を策定し、やがて来る人口減少期を見据えて、「元気都市かわさき」が20年先、30年先と持続的に発展していけるよう「活力とうるおいのある都市づくり」を進めます。

### 2 「新たな改革プラン」の「ねらい」

「新たな改革プラン」は、2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3か年を計画期間とし、再び直面する厳しい状況を乗り越えるとともに、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた期間内の具体的な取組を明らかにするものです。

こうした取組により、地域の活力を維持向上するとともに、大幅な税収の増加が見込めない中においても増大する行政需要に的確に対応しながら、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けた取組を推進していきます。

## 【ねらい1】再び直面する厳しい状況を乗り越える

### (1) 極めて厳しい財政状況への対応

我が国経済は、リーマンショック以降の世界同時不況の危機的な状況からは着実に持ち直してきているものの、いまだに失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとされています。今後についても、海外経済の改善などから、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが存在するとともに、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然として存在しているとされています。

こうした中において、本市の市税収入については、今後、一定の増加が見込まれるところですが、短期的に大幅な回復が見込める状況にはありません。

一方、少子高齢化の進展や当面の人口増加などによる行政需要は、今後も増大することが見込まれるところです。

あわせて、地方分権改革に向けた国の各種制度の変更などに対しても、的確に対応する必要があります。

本市では、これまでも、「新総合計画」で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現するため、行財政運営の指針として、歳入歳出の見込みと財源対策、さらには、行財政改革による効果額を示した上で、収支の見通しを明らかにした「財政フレーム」を作成し、中長期的な都市経営の視点に立った財政運営を行ってきました。

2002（平成14）年7月の「財政危機宣言」以降行った、行財政改革の取組では、急激な改革が市民生活に影響を与えることのないよう、2009（平成21）年度までの7年間の収支均衡をめざし、それまでの間に見込まれる収支不足については、減債基金からの借入れにより対応を図ってきたところです。

今後においても、行財政改革については、一定の期間をかけて取り組む必要がある一方で、市民生活の安全・安心を確保するためのサービスを着実に提供し、新たな成長産業を支援する取組など、将来にわたり本市が持続的に発展していくための取組については、時機を逸しないよう適切な対応が求められているところです。

こうしたことから、再び直面する厳しい財政状況への対応にあたっては、行財政改革の効果や活用可能な財源対策を見込んだ上で、なお残る収支不足額については、臨

時的な対応として減債基金からの借入れにより対応することとします。

今後、第4章に示す新たな「財政フレーム」を行財政運営の指針として、行財政改革の取組を着実に推進することで、現在の極めて厳しい社会経済環境を乗り越えるとともに、一刻も早く減債基金からの借入れを行わずに収支均衡が図れるよう、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を推進していきます。

なお、これまで、次に掲げる「12の指標」などの客観的な基準に基づく財政状況を公表し、各指標の数値の状況や推移、類似団体比較などを勘案し財政運営を行ってきました。今後は、それらに加え、臨時財政対策債などの市債の活用及び「減債基金からの借入れ」を行った場合における「実質公債費比率」や「将来負担比率」への影響も勘案し、安定的かつ計画的な財政運営を行っていきます。

#### 財政運営上の基準とする指標等

- (1) 会計の収支状況を把握するための指標
  - ◆実質赤字比率
  - ◆連結実質赤字比率
- (2) 財政構造の弾力性の確保のための指標
  - ◆経常収支比率
  - ◆市税収入に対する義務的経費の割合
- (3) 将来負担の縮減を図るための指標
  - ◆プライマリーバランス
  - ◆市民一人当たり市債残高
  - ◆実質公債費比率
  - ◆将来負担比率
  - ◆将来負担返済年数
- (4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標
  - ◆基準外繰出金
  - ◆資金不足比率
  - ◆負債比率

## (2) 進展する高齢化への対応

本市はこれまで、高齢化が進展する中で、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、特別養護老人ホームの整備等をはじめとしたサービス基盤の充実を進める一方で、シニア世代の方々が長年にわたり培ってきた多様な知識、経験、能力を地域の中でさまざまな形で発揮しながら、地域の課題を自ら解決していく仕組みづくりを進めるとともに、シニア世代の技術や経験等を活かして地域や地元企業の発展に貢献する「達人倶楽部」や、学校の有効活用及び地域管理の担い手としての取組など、シニア世代の方々が地域で生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな取組を推進してきました。

今後、2012（平成24）年以降には、いわゆる「団塊の世代」の地域回帰が見込まれている中、シニア世代をはじめとする高齢者については、年齢の面から画一的に福祉サービスの受け手としてのみとらえるのではなく、地域社会における公共サービス提供の担い手としての役割が期待されています。

本市は、今後も引き続き、高齢化の進展に対応するためのサービス基盤の充実を進めるとともに、これまで取り組んできたシニア世代による地域活動の推進とあわせて、地域の課題解決に向けた、シニア世代との協働による取組を一層強化していきます。

## (3) 地方分権改革等への対応

本市は現在、包括的な事務権限等が不足していることや、法令等による義務付け・枠付けが多く存在していることなどから、高い自由度のもとでの自主的・自立的な行財政運営が難しい状況にあります。

こうしたことから、本市としては、国の動向に適切に対応し、効率的・効果的な事務事業が実施できるよう、条例や組織体制の整備などを的確に行うとともに、地方分権改革のさらなる推進に向けて、必要な制度の実現や見直しについてあらゆる機会を通じて国等へ積極的に働きかけていきます。

また、社会経済状況の変化への対応が不十分であり、また市民の利便性や制度の安定的運営の観点からも多くの課題を抱えている、社会保障をはじめとするさまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に働きかけていきます。



## 【ねらい2】 将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る

### 「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をめざして

将来の高齢化が進展した人口減少社会において、さまざまな世代の市民が生きがいをもって、いきいきと暮らしていくためには、それぞれが持つ経験や知識を活かしたり、能力を地域で発揮しながら、活躍する場が必要です。

また、市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本としながら、市民から信託を受けた部分を自治体が担うという考え方に基づいて、分権型社会にふさわしい市民自治の充実を図ることは、地域の活力を高めるだけでなく、さまざまな課題などを解決するための方策ともなります。

本市は、2005（平成17）年4月に「川崎市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）を施行し、自治の基本理念として市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを明らかにするとともに、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として定め、これまで、「川崎市区民会議条例」、「川崎市パブリックコメント手続条例」、「川崎市住民投票条例」をはじめとした自治運営の仕組みを構築してきました。

「新たな改革プラン」では、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えて、中・長期的にめざす公共サービス提供システム改革のポイントとして「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」を掲げ、さまざまな世代の市民や町内会・自治会、NPO法人をはじめとした市民活動団体、事業者などが持つ経験や知識を活かしたり、能力を地域で発揮しながら、活躍する場をつくることにより、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やり取りするような仕組みが機能する領域を増やし、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる活力ある地域社会と、中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムの構築をめざしていきます。

# 「新たな改革プラン」の「ねらい」

## 【ねらい1】

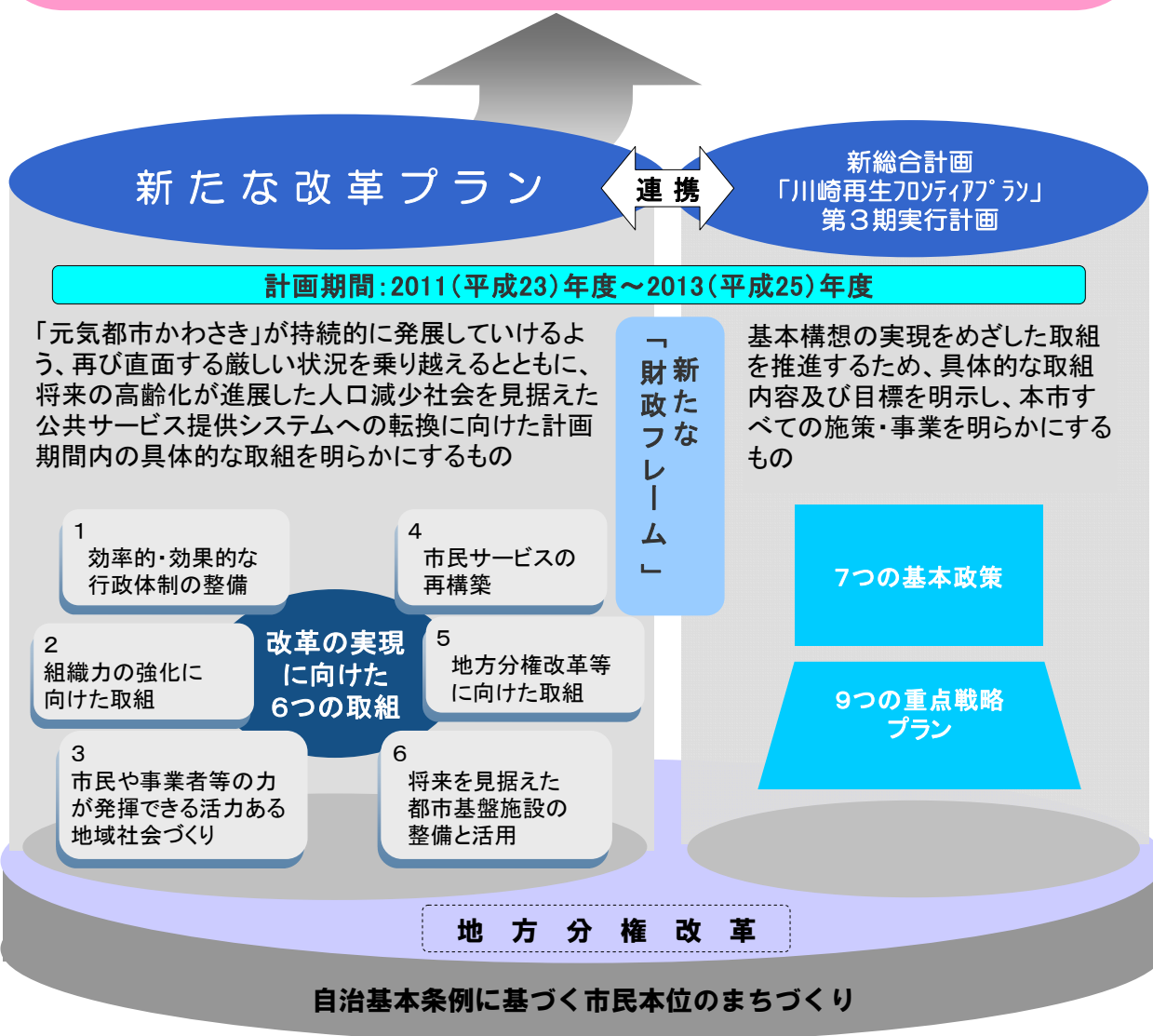
再び直面する厳しい状況を乗り越える

- ◆極めて厳しい財政状況への対応
- ◆進展する高齢化への対応
- ◆地方分権改革等への対応

## 【ねらい2】

将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る

- ◆「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をめざして



### 3 改革の実現に向けて

本市は、再び直面する厳しい状況を乗り越え、将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた歩みを着実に進めるため、今後も効率的・効果的な行政体制の整備に向けた取組や、組織マネジメント強化、人材育成の取組などの「市役所内部の改革」を引き続き推進します。

また、活力ある地域社会づくりに向けて、地域の課題を地域で解決するための取組等について、区役所を中心に着実な実践を積み重ねていく取組を推進するとともに、本市をとりまくさまざまな状況変化に対応しながら、必要に応じて市民サービスの見直しを図り、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう市民サービスを再構築します。

あわせて、本市が自主的・自立的な行財政運営を行っていくため、地方分権改革のさらなる推進に向けて取り組むとともに、将来を見据えた都市基盤施設の整備と資産活用を推進するなど、これまでの3次にわたる行財政改革の取組を踏まえながら、改革の実現に向けた取組を引き続き推進します。

なお、依然として予断を許さない景気動向や、「地域主権改革」をはじめとする国の政策などの内容等を踏まえながら、必要に応じて取組スケジュールを変更するなど、情勢の変化に的確かつ機動的に対応することとします。

## 第3章 改革の実現に向けた6つの取組

### 取組Ⅰ 効率的・効果的な行政体制の整備

本市では、「第1次改革プラン」を策定した2002（平成14）年度から、「行政体制の再整備」を取組の柱の一つとして掲げ、職員配置、組織機構、公営企業や出資法人等のいわゆる市役所の内部改革に最優先で取り組んできました。

この取組は、「民間でできることは民間で」を基本原則に、次の三つを基本的な考え方として、さまざまな分野の公共サービスにおいて民間活用を図ってきたものです。

- ①市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入する。
- ②市場原理が働かない領域においては、民間部門が提供するサービスを本市が監視・指導・必要な支援をする。
- ③民間部門の提供が適さないものは本市が直接サービスを提供し、行政責任を果たす。

今後も、こうした基本的な考え方については継承しながら、これまでの取組を踏まえ、従来の業務執行手法について改めて検証を行うとともに、民間活用のさらなる推進、適正な組織規模や職員配置のあり方の検討等に基づき、より一層の効率的・効果的な行政体制の整備に向けた取組を推進し、新たな行政需要の増大等に的確に対応していきます。

また、給与制度等の継続的な見直しなどによる効率的な行政経営基盤の確立や、公営企業の経営の健全化、出資法人改革についても引き続き推進します。

## 1 本市行政体制の状況

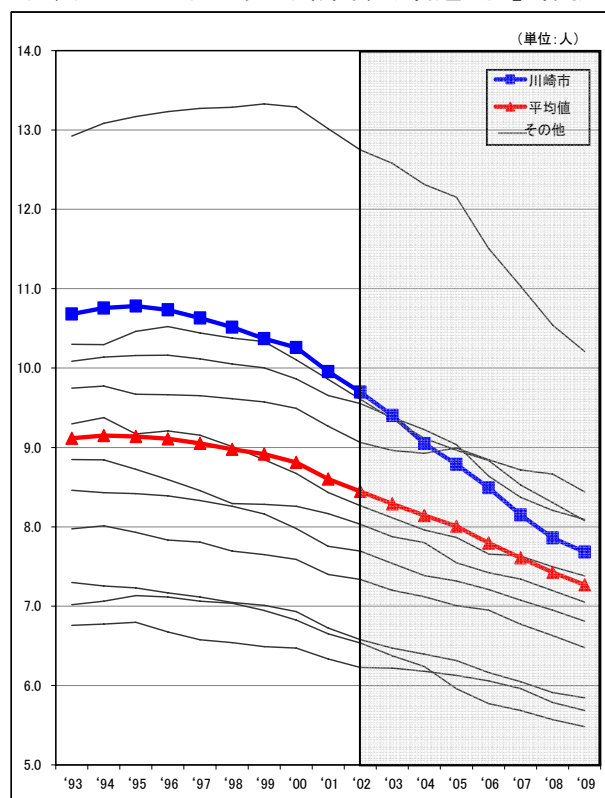
本市は、これまでの3次にわたる改革プランにおいて「3年間で約1,000人の職員の削減」という目標をそれぞれ掲げ、内部改革の取組を着実に推進し、事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図った結果、2002（平成14）年度から2009（平成21）年度までの8年間で、2,509人の職員を削減しました。

こうした職員数の推移について、2002（平成14）年当時に指定都市であった12都市（※1）との関係で比較するため、職員数等について類似団体との比較を行う上で最も一般的な総務省の実施している「地方公共団体定員管理調査（※2）」のデータに基づき、人口千人あたりの職員数について1993（平成5）年から2009（平成21）年までの経年変化をグラフ化しました。

各都市においても職員の削減に取り組み、全体的に右肩下がり傾向が続いている中、本市は1993（平成5）年から2003（平成15）年までは多い方から2番目でしたが、2002（平成14）年以降の厳しい行財政改革の取組により、現在は5番目となっています（図表9）。

このような状況は12都市平均との差においても現れており、1993（平成5）年では平均を大きく上回っていましたが、現在は平均値に近づいてきています。

図表9 人口千人あたり職員数（「普通会計」部門）



※「普通会計」とは、全会計のうち各都市によって異なる状況にある「公営企業等会計」を除いたものをいいます。

※1：「12都市」

札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市

※2：「地方公共団体定員管理調査」（総務省実施）

地方公共団体の職員数や部門別の配置等の実態を調査し、適正な定員管理に資することを目的として、全ての地方公共団体を対象として、毎年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数について調査するものです。

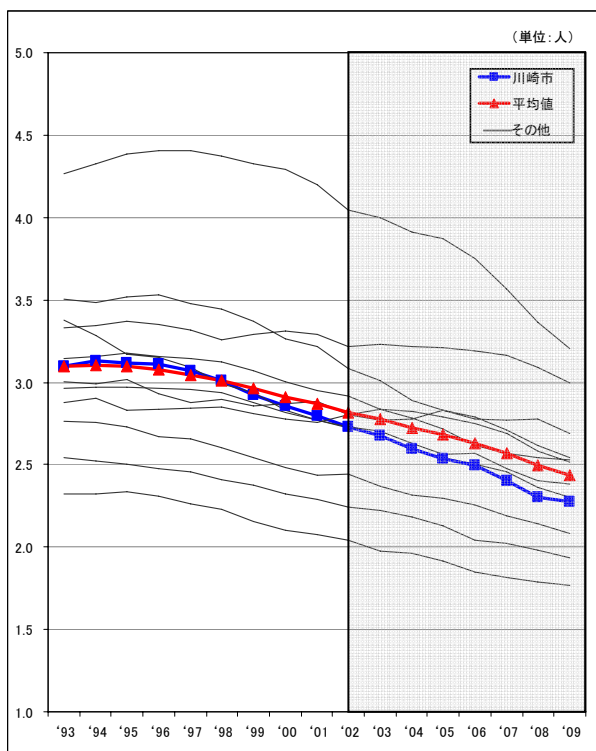
定員管理調査においては、右図のような部門分けがされています。

定員管理調査における部門分け					
<b>全体</b>					
<b>普通会計</b>					
<b>一般行政</b>					
一般管理		福祉関係		教育	消防
総務・企画、 税務、土木...		民生	衛生		

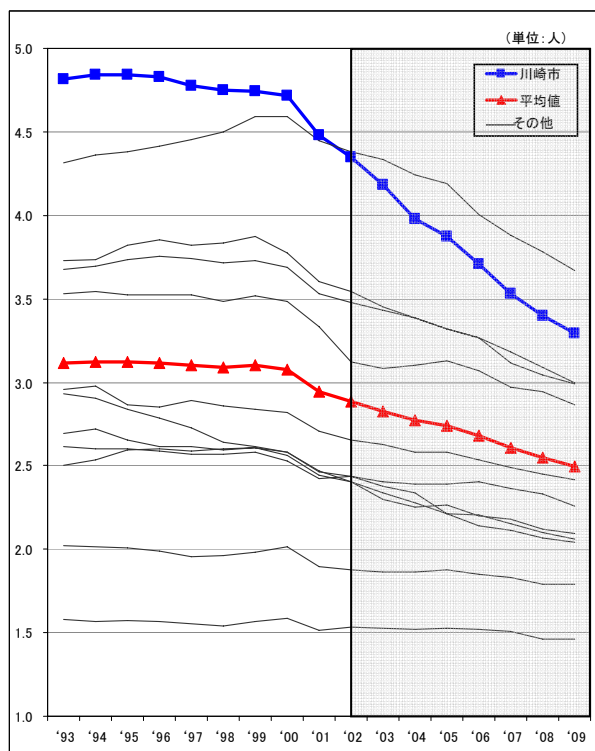
しかしながら、依然として平均値を上回っている状況にあることから、その要因について定員管理調査における部門分けに基づき分析すると、本市職員数は、「総務・企画」、「税務」、「土木」などを含む「一般管理」部門（図表10）では、12都市平均値を下回っている一方で、「民生」、「衛生」部門からなる「福祉関係」部門（図表11）が極めて高い数値となっていることがわかります。

この「福祉関係」部門については、2002（平成14）年以降の行財政改革の取組期間中、他都市に比べて最も急激な下落傾向を示しているものの、依然として平均値を大きく上回っている状況にあることから、現状と課題をより詳細に把握するため、「福祉関係」部門を構成する「民生」部門と「衛生」部門について、さらに分析します。

図表10 人口千人あたり職員数（「一般管理」部門）



図表11 人口千人あたり職員数（「福祉関係」部門）

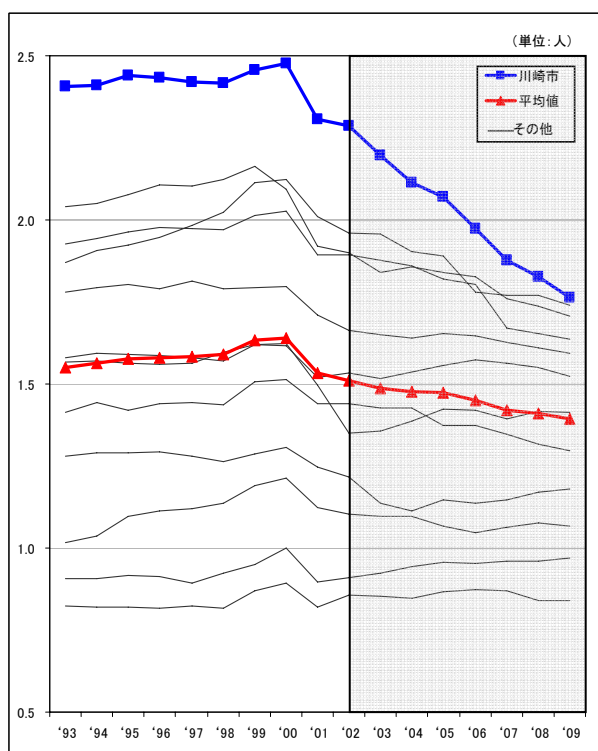


【「民生」部門】

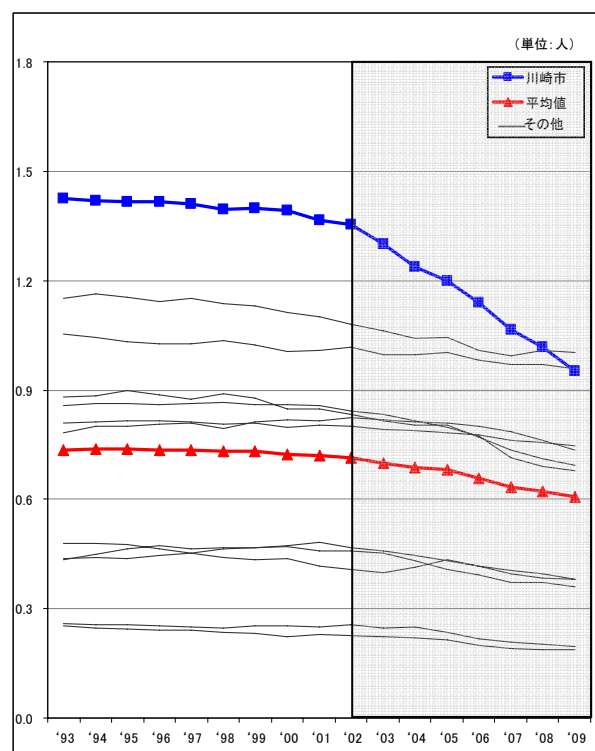
福祉事務所や保育所、障害者福祉施設などに従事する職員で構成される「民生」部門（図表12）は、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激な下降を示しているものの、1993（平成5）年から2009（平成21）年まで一貫して、人口千人あたりの職員が最も多い状況となっています。

ほぼ同様の傾向は、「民生」部門を構成する部門の一つである「保育所」部門（図表13）でも見られ、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激に数値が下降していますが、依然として職員数が多い状況にあります。この「保育所」部門は、「民生」部門職員数の半数以上を占めていることから、「民生」部門の高い数値は「保育所」部門の職員数に拠るところが大きいといえます。

図表 12 人口千人あたり職員数（「民生」部門）



図表 13 人口千人あたり職員数（「保育所」部門）

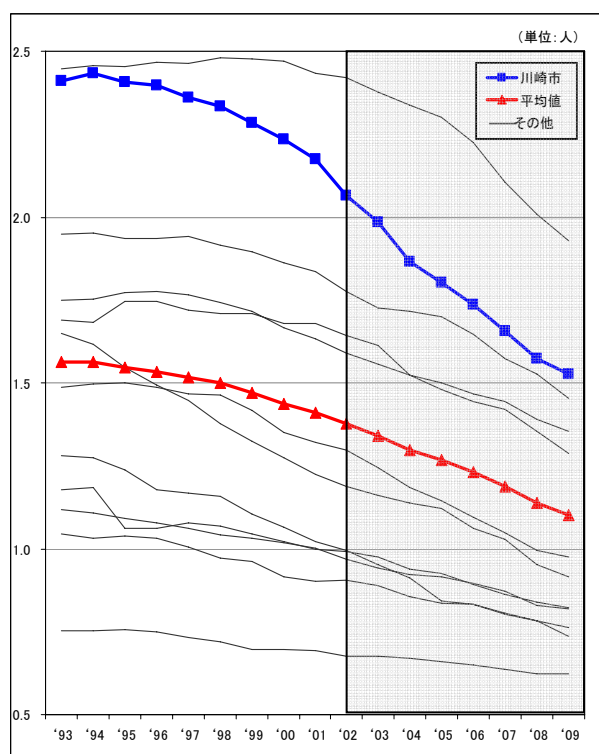


### 【「衛生」部門】

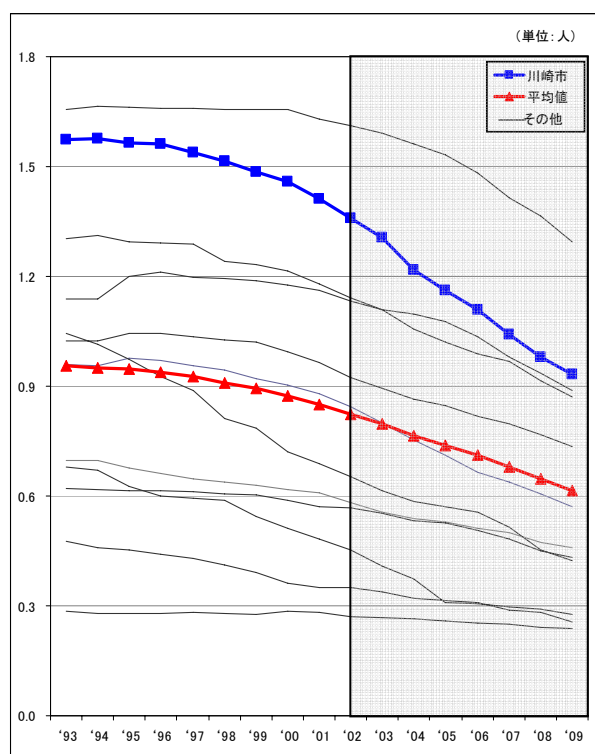
保健所やごみ・し尿の収集・処理などに従事する職員で構成される「衛生」部門（図表14）は、2002（平成14）年以降、他都市に比べて最も急激な下降を示しているものの、1993（平成5）年から2009（平成21）年まで一貫して、人口千人あたりの職員が多い方から2番目という状況となっています。

「衛生」部門を構成する部門の一つである「清掃」部門（ごみ収集・処理等に従事する職員で構成）（図表15）でもほぼ同様の傾向となっており、12都市中、最も急激に職員数が下降していますが、依然として職員数が多い状況にあります。この「清掃」部門は、「衛生」部門職員数の半数以上を占めていることから、「衛生」部門の高い数値は「清掃」部門の職員数に拠るところが大きいといえます。

図表 14 人口千人あたり職員数（「衛生」部門）



図表 15 人口千人あたり職員数（「清掃」部門）



「第1次改革プラン」に基づく改革に着手する前の本市の行政体制の最大の特徴は、指定都市への移行にあわせて大量の職員を採用し、指定都市移行に伴う移管事務や新設された区役所業務に対応するとともに、保育所やごみ収集・処理等を直営により実施してきたことにあり、そのために手厚く職員を配置してきたことにありました。

こうしたことを踏まえた上で、これまでも行財政改革の取組を推進してきたところですが、上記の部門別の職員数の他都市比較により、現時点における状況を分析すると、依然として「保育所」部門と「清掃」部門の職員数が多く、この両部門の業務執行体制には課題があることがわかります。

他都市の状況を分析すると、この両部門の業務については民間活用による事業執行が主流となっています。本市においても、「保育所」部門の業務について、運営手法を効率的・効果的なものに変えていくため、市が直接運営する保育所の民営化を進めるとともに、「清掃」部門の業務についても、事業系ごみの民間事業者収集への移行や資源物収集業務等の民間委託化などを図ってきたところですが、今後も、保育所など「民生」部門やごみ収集など「衛生」部門の業務執行体制については、民間活用をはじめとするサービス提供手法の見直しを重点的かつ計画的に進めていく必要があるといえます。



## 2 効率的・効果的な行政体制の整備に向けて

### (1) 「一般管理」部門等の執行体制についての考え方

本市はこれまでの行財政改革の取組において、「民間でできることは民間で」を基本原則として、より少ない職員で効率的に事業を執行しながら、市民サービスを充実強化させるために、事務事業を例外なく再検証した上で、必要に応じて業務執行体制の見直し等を図り、簡素で効率的な執行体制の構築と業務量に見合った適正な職員配置を行うことを通じて行政体制の再整備を図ってきました。

こうした取組を進めた結果、「総務・企画」、「税務」、「土木」などをはじめとする「一般管理」部門の職員数については、他都市との比較において平均を下回っており、効率的な執行体制の確立に向けた取組については、これまで一定程度の成果を挙げてきたといえます。

しかしながら、社会経済環境の急激な変化や本市の施策展開のグローバル化、地方分権改革の進展など、本市をとりまく環境が大きくかつ急激に変化する中で、新たな課題の解決や市民ニーズに対応するためには、今後も執行体制の充実を含めたさらなる取組が必要なことから、既存の組織については今後も「不断の見直し」を進め、より一層の簡素で効率的・効果的な執行体制の確立をめざしていくこととします。

#### ア 市役所本庁等の執行体制

市役所本庁の組織機構をはじめとする「一般管理」部門等の執行体制については、毎年度の職員配置計画及び組織整備の検討の中で、全ての事務事業を再点検した上で、従来の業務執行手法についての見直し検討などを行い、必要に応じて執行体制の見直し等を図ってきました。こうした取組を通じて、簡素で効率的な執行体制の構築を進めるとともに、業務量に見合った適正な職員配置に基づく体制整備を進めてきました。また、本庁機構と連携しながら個々の業務を担う事業所についても、同様の考え方に基づき取組を進めてきたところです。

今後の取組においても、こうした考え方については継承しながら、引き続き状況変化に迅速かつ的確に対応するための既存組織の統廃合や、定型業務のアウトソーシング（外部化）を図るなど、より一層の簡素で効率的・効果的な体制整備を推進します。

## イ 区役所の執行体制

各区役所については、これまでの取組の中で、「市民参画による地域主体のまちづくり」を基本的な考え方として、地域の課題を地域で解決するための取組や、市民の利便性を高めるための取組を進めるとともに、その実現のために必要な体制を整備してきたところです。

今後も地域に身近な施設の区役所への移管や出張所等の機能再編など、当面の間、区役所機能の充実に向けた取組を進めることで、活力ある地域づくりの基礎を構築していくこととなりますが、将来的には、さまざまな世代の市民や事業者等が持つ経験や知識を活かしたり、能力を発揮しながら、活躍する場をつくることにより、行政が間に入らずに、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やり取りするような仕組みが機能する領域を増やし、活力ある地域社会と中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムの構築をめざしていきます。

一方で、従前は区役所において担ってきた業務のうち、税務業務などの全市一律の枠組みの中で執行している業務等については、対象となる業務の特性等を考慮しながら、当該業務に係る課題や環境変化に的確に対応するため、業務の集約化等の必要な見直しを進めていきます。

## (2) 「福祉関係」部門の執行体制についての考え方

今後、本市が行政体制の整備に向けた取組を推進していく中で、他都市と比較し人口千人あたりの職員数が多い「福祉関係」部門、中でも「保育」部門と「清掃」部門については、「重点取組部門」と位置付け、将来的にめざす執行体制に関する考え方を次のとおり整理し、その考え方に基づいて今後の事業執行手法の見直し等を進めることとします。

### ア 「保育」部門の執行体制

本市の保育事業については、就学前児童の増加や保育需要の高まりなどに対応するため、保育受け入れ枠の大幅な拡大を進めるとともに、サービスの多様化や提供手法の効率化に向けて、さまざまな取組を進めてきたところです。

このうち、市が直接運営する保育所については、施設の建替え等を考慮しながら、順次民営化を進め、これまでの取組により、2005（平成17）年度の下作延中央保育

園への指定管理者制度導入をはじめとして、2011（平成23）年度当初までに20園の民営化を実施してきたところです。

今後も、本市は保育の実施主体として、民間活力を積極的に導入しながら、高まる保育需要に適切に対応するため保育受入枠の拡大や多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、保育サービスの維持・向上に向けては、民間部門への支援の充実や指導・監督機能の強化や地域における子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

また、保育所の運営は、民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を適切に果たしながら、在宅で子育てする家庭も含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていきます。

こうした考え方にに基づき、今後は、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援、さらには保育士等の人材育成などを中心的に担う保育所を「新たな公立保育所」として位置付けて市が直接運営することとし、区を基本として一定のエリアごとに設置します。

今後も引き続き、保育需要の動向や施設の状況、サービス提供の担い手となる民間部門の状況、職員の退職動向等を考慮しながら既存の保育所の民営化を進め、当面は10年程度の期間を目途に執行体制の見直しを進めていきます。

## イ 「清掃」部門の執行体制

本市の廃棄物処理事業については、循環型社会の構築に向けて、分別収集の拡大などの取組を推進するとともに、総括的な処理責任を有する自治体として公衆衛生の向上や生活環境の保全への対応を図りながら、民間活力の導入など効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を進めてきました。

これまで、民間委託によりミックスペーパー等の分別収集品目の拡大を実施するとともに、事業系ごみ収集の許可業者への全面移行、粗大ごみ収集・処理業務及び小物金属収集業務の民間委託化など、事業の再構築を進めてきたところです。

今後も、ごみ処理に係るコストが高く、改革効果が高い資源物収集業務については民間部門によることを基本とし、引き続き委託化等の取組を進めていきます。

また、普通ごみ収集業務については、現在のところ全て直営により実施しているところですが、より一層の効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、分別排出指導の徹底、非常時におけるライフライン及びサービスの質を維持するモニタリング

機能等を確保しつつ、資源物収集業務の委託化等の動向を踏まえ、民間部門の活用について検討していきます。

こうした考え方にに基づき、将来的な普通ごみ収集業務の執行体制については、非常時に備え、通常時から市内全地域のごみ排出状況が把握可能な体制の維持を前提とし、担い手となる民間部門の育成を図りながら民間活用のあり方も含め、検討を進めます。

また、ごみ処理部門においても、2012（平成24）年度から稼動するリサイクルパークあさおにおいて運転操作業務の一部委託化を実施するほか、引き続き、危機管理やモニタリング体制の確保の観点を踏まえながら、他の焼却処理施設について委託化を検討するとともに、焼却ごみ量の削減を進める中で現在4か所の焼却処理施設を3か所にするなど、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を推進します。

今後も引き続き、分別収集の拡充等のごみ減量・リサイクル推進に向けた取組を推進するとともに、担い手となる民間部門の状況や職員の退職動向等を考慮しながら、当面は10年程度の期間を目途に執行体制の見直しを進めていきます。

### （3）「公営企業等会計」部門の執行体制についての考え方

上下水道、交通、病院の公営企業は、企業の能率的な経営を確保し、経済性を発揮することで、公共の福祉を増進するために設置されており、市民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきました。しかしながら、近年、公共サービスの提供手法が多様化するなど、地方公営企業をとりまく環境が大きく変化している中、将来にわたって地方公営企業がその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、環境変化への適切な対応を図ることが不可欠です。

こうしたことから、各企業においては公営企業としてのあり方を絶えず見直すとともに、経営の健全化に向けて、今後も引き続き、施設管理方法の変更や民間的経営手法の導入等を推進するなど、簡素で効率的・効果的な執行体制の確立に向けた取組を進めていきます。

### （4）職員削減目標

これまでの改革プランに基づく9年間の取組により、効率的・効果的な行政体制の整備が一定程度進んできた中で、さらなる取組の推進を図るためには、より多くの努

力や工夫が必要となります。このような状況において、わかりやすく、かつ象徴的な数値目標を設定することは、行財政改革の取組を着実に推進するための大きな原動力となります。

そこで、「新たな改革プラン」においても、計画期間である2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3年間の職員削減目標を次のとおり掲げ、「重点取組部門」である「保育」及び「清掃」部門における執行体制の見直しをはじめ、引き続き簡素で効率的な執行体制の確立をめざします。

なお、これまで進めてきた内部改革の取組は、限られた人的資源を最大限に活用したメリハリのある執行体制の構築に向けたものであり、職員削減目標の達成に向けて取り組む一方で、区役所機能の強化に向けた執行体制の整備に伴う増員など、必要な職員体制の充実については適切に対応してきたところです。

今後も、病院事業において、より良質な看護サービスを提供するため、看護師の配置基準を現行の「10対1」（患者10人に対して看護師1人）から「7対1」（患者7人に対して看護師1人）へ段階的に見直すこと等の検討をしており、看護師を中心に大幅な増員を計画しています。また、法律によって配置すべき標準職員数が示されている生活保護のケースワーカーについては、現在の厳しい社会経済状況等を鑑みると、今後も被保護世帯の増加に伴う増員が想定されます。

今後の取組においても、こうした市民生活の安定の確保に必要なサービス提供に向けた職員の配置や執行体制の充実については、引き続き着実に推進することとします。

### 【3年間（2011（平成23）年度～2013（平成25）年度）の職員削減目標】

主な減員見込要素	主な増員見込要素
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理運営体制の見直し（指定管理者制度の導入等）</li> <li>・ 公共サービス提供における民間活用</li> <li>・ 非常勤職員の活用等</li> <li>・ 「保育」部門の業務執行体制の見直し（保育所の民営化等）</li> <li>・ 「清掃」部門の業務執行体制の見直し（業務の委託化等） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院事業における「7対1」看護基準の導入による執行体制の充実</li> <li>・ 被保護世帯の増加に伴う生活保護業務執行体制の充実</li> <li>・ 地方分権への対応に伴う増員 など</li> </ul>
減員見込（▲約1000人）	増員見込（約400人）
差引 ▲約600人	

### 3 公共サービスにおける民間部門のさらなる活用

民間活用に関する本市の基本的な考え方や、民間部門を適切に活用する上での標準的な手順等を示した「川崎市民間活用ガイドライン」に基づき、本市が直接実施する事務事業について、安全で良質な公共サービスを提供しながら適切な民間活用を図ります。

特に、公の施設への指定管理者制度の導入については、未導入施設への制度導入に向けた検討を進めるとともに、2010（平成22）年度に新たに設置した「民間活用推進委員会」を活用し、さらなる民間活用の推進を図ります。

#### （1）公の施設の管理運営（指定管理者制度の導入等）

##### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
生田緑地の横断的な管理運営体制の構築	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園等について、指定管理者制度を活用した横断的管理運営体制を構築します。（2013（平成25）年度）
藤子・F・不二雄ミュージアムの設置・管理運営体制の構築	作品等の展示を通じて、「夢」や「希望」などのメッセージを子どもから大人まで幅広い世代へ伝えていくための、世界に誇ることのできる文化施設として、藤子・F・不二雄ミュージアムを設置し、指定管理者制度の導入を図ります。（2011（平成23）年度）
保育所の民営化	市が直接運営する保育所について、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化を進めます。（2012（平成24）年度5園、2013（平成25）年度6園、2014（平成26）年度5園）
北部地域療育センターの民営化	北部地域療育センターについて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。
南部市場の管理運営体制の見直し	地方卸売市場南部市場について、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。
北部市場の管理運営体制の見直し	中央卸売市場北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。
リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築	リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備にあわせて、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）中央療育センター（現中部地域療育センター及びしいのき学園）への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度）</li> <li>・重度障害者等生活施設への指定管理者制度の導入（2013（平成25）年度）</li> <li>・（仮称）中部児童養護施設への民間部門を活用した管理運営の導入 など</li> </ul>

取組事項	取組の概要・方向性
福祉センター各施設への指定管理者制度の導入	福祉センター各施設（盲人図書館、わーくす日進町、南部地域療育センター）の管理運営について、再編整備にあわせて、指定管理者制度を導入します。（2014（平成26）年4月）
自転車等駐車場への指定管理者制度の導入	自転車等駐車場の管理運営について、料金体系の見直し等の取組状況を踏まえ、指定管理者制度を導入します。（2012（平成24）年度）
多摩川河川敷の管理運営体制の構築	多摩川河川敷のバーベキュー利用に伴う、ごみの大量発生や騒音などの課題解決を図るため、利用の適正化に向け、社会実験の結果を踏まえ、2011（平成23）年度からの有料化の実施及び指定管理者制度を活用した管理運営体制を構築します。（2012（平成24）年度）
公園緑地の管理運営体制の再構築	公園緑地の管理運営について、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など、管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。
緑ヶ丘霊園への指定管理者制度の導入	緑ヶ丘霊園の管理運営について、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めます。
富士見公園内の長方形競技場の管理運営体制の見直し	富士見公園内の長方形競技場の管理運営について、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。
生田緑地ゴルフ場の管理運営体制の見直し	生田緑地ゴルフ場の管理運営について、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。
東扇島福利厚生センターの管理運営手法の見直し	東扇島福利厚生センターについて、施設の譲渡も含め、管理運営手法を見直します。（2012（平成24）年度）
川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の再構築	川崎港コンテナターミナルについて、三港連携の取組を踏まえ、新たな管理運営体制を構築します。（2012（平成24）年度）
港湾緑地等の管理運営体制の見直し	港湾緑地等について、指定管理者制度の導入を含め、管理運営体制を見直します。（2013（平成25）年度）
教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し	教育文化会館・教育文化会館分館・市民館・市民館分館について、区役所移管の検証等を踏まえながら、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。
図書館等の管理運営体制の見直し	図書館・図書館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。

## (2) 公共サービス提供における民間部門の活用

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
守衛業務の見直し	守衛業務について、議会守衛業務も含め、委託化等、民間部門の活用に向けた検討を進めます。
総務業務の集約化	各部署共通の定型的な総務業務について、民間委託による集約化に向けた取組を進めます。
区行政サービス総合案内業務の委託化	守衛業務や電話交換業務等を統合した区役所の総合案内業務について、委託化に向けた取組を進めます。
戸籍入出力業務の委託化	戸籍の入出力業務について、委託化に向けた取組を進めます。
保育所調理業務の委託化	保育所の調理業務について、引き続き委託化を進めます。
地域子育て支援センター事業の運営手法の見直し	市が直接運営する地域子育て支援センターについて、委託化等の民間部門の活用に向けた取組を進めます。
競輪事業の運営手法の見直し	競輪事業の運営手法について、施設の再整備を見据え、民間部門の活用に向けた取組を進めます。
廃棄物収集業務の委託化	資源物の収集について、空き瓶収集業務を委託化します。(2011(平成23)年度から2か年) あわせて、他の廃棄物収集についても効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。
廃棄物処理業務の委託化	リサイクルパークあさおの運転操作について、業務の一部を委託化します。(2012(平成24)年度) あわせて、他の処理センターの運転操作業務についても委託化に向けた検討を進めます。
設計・監理業務執行体制の見直し	公共建築物や市営住宅の設計・監理業務について、民間部門や公社の活用に向けた取組を進めます。
学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務について、引き続き委託化を進めます。



#### 4 適正な組織規模や職員配置に向けた取組

本市では、「第1次改革プラン」以来、次の三つの原則に基づいて組織機構の見直しを実施し、社会環境の変化等に的確に対応しながら、簡素で効率的かつ機能的な執行体制を構築してきました。

- ① 専門化が進み、複雑化する外部環境に対応できること。
- ② 責任の所在が明確で、市民にわかりやすく簡素で効率的であること。
- ③ 多様化している市民ニーズに迅速に対応でき、市民にわかりやすく利用しやすいこと。

こうした基本的な考え方については今後も継承し、環境変化への的確な対応を図りながら、「自治基本条例」に基づく市民本位のまちづくりや「新総合計画」に掲げる政策課題の実現、さらには地方分権改革等への対応に向けて、柔軟で機動的な執行体制を確立していきます。

##### (1) 施設等の整備と関係組織の再編

###### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所出張所等の機能再編	効率的で利便性の高い区役所窓口サービスの提供に向けて、出張所の機能再編を行います。(2011(平成23)年度) あわせて、宮前連絡所については、障害者の日中活動支援拠点施設に機能再編するとともに、行政サービス端末による証明書発行を継続し、柿生連絡所についても、機能再編に向けた検討を進めます。
区役所区民課業務の執行体制の見直し	区役所出張所等の機能再編にあわせて、区民課業務執行体制を見直すとともに、引き続き証明発行業務の非常勤化を進めます。(2012(平成24)年度)
(仮称)市税事務所の整備	職員の専門性を高め、より適正・公平な税務行政を推進するため、各区役所の税務関連課について、市内3ヶ所の(仮称)市税事務所と1ヶ所の分室に再編します。(2011(平成23)年度)
環境総合研究所の整備	低炭素社会や循環型社会の構築など、都市と産業の共生に向けた総合的な環境研究などを行う拠点として、環境総合研究所を殿町3丁目地区に整備し、機能に応じた執行体制を構築します。(2012(平成24)年度)
総合的な環境対策の強化に向けた環境局の再編	環境総合研究所の整備にあわせて、都市地球環境対策を総合的に推進する体制を強化するため、環境局環境対策部と地球環境推進室を統合し、(仮称)都市・地球環境推進部を設置します。(2012(平成24)年度)

取組事項	取組の概要・方向性
焼却処理施設の再編	ごみの減量化を推進するとともに、現在4ヶ所ある焼却処理施設の3ヶ所への再編に向けた検討を進めます。 あわせて、鉄道輸送を含めた、効率的・効果的な収集体制のあり方について検討を進めます。
(仮称)健康安全研究センターの整備	衛生研究所の機能を高度化した(仮称)健康安全研究センターを殿町3丁目地区に整備し、機能に応じた執行体制を構築します。(2012(平成24)年度)
中央卸売市場食品衛生検査所の機能再編に伴う執行体制の整備	(仮称)健康安全研究センターの整備にあわせて、「食の安全の確保」の観点から検査機能のあり方を検討し、中央卸売市場食品衛生検査所の執行体制を見直します。(2012(平成24)年度)
麻生消防署の(仮称)栗木出張所の整備	市街化が進んでいる麻生区北西部方面における消防力の強化に向けて、麻生消防署の(仮称)栗木出張所を整備します。(2013(平成25)年度)

## (2) 効率的な行政運営に向けた内部体制の整備等

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
クラウドコンピューティングの推進	クラウドコンピューティングを活用したシステム構築について、新規構築システムを中心に、構築・運用経費、個人情報の有無、セキュリティなどを考慮した上で、クラウド方式の採用に向けた検討を進めます。 また、既存システムのクラウド化については、さらに業務の標準化の動向や費用対効果などを見据えて、再構築や機器更新などの機会をとらえて検討を進めます。
庁用自動車運転業務執行体制の見直し	庁用自動車運転業務について、行政事務遂行上の機動力を確保しつつ、職員配置の見直しに向けた取組を進めます。
公文書管理等業務執行体制の見直し	公文書の管理等について、今後のあり方を検討するとともに、それに伴う情報公開条例の再検証を行い、関連する業務執行体制の見直しに向けた検討を進めます。
契約部門の一元化	公営企業会計の契約部門について、財政局への一元化に向けた取組を進めます。
工事検査部門の一元化	上下水道局の工事検査部門について、財政局への一元化に向けた検討を進めます。
資産マネジメント執行体制の構築	資産の総合的なマネジメントや資産・債務改革について、全庁横断的に推進する執行体制の構築に向けた検討を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
スポーツ施設の管理体制の再構築	各局区が所管する屋内・屋外スポーツ施設について、スポーツ施策の総合的な推進の視点から効果的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。
市民ミュージアム改革の推進と管理運営体制の見直し	市民ミュージアム改革を進め、委託業務の見直しを含めた管理運営体制の再構築などミュージアム経営の強化に向けた取組を進めます。
保育所職員配置基準の見直し	保育所職員配置基準について、保育所の効率的な運営を図るため、見直しに向けた検討を進めます。
福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護業務について、増加傾向にある生活保護受給世帯への確に対応するため、効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。
国民健康保険料の債権確保に向けた執行体制の見直し	国民健康保険料の債権確保について、さらに効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。
保健福祉センターにおける健康診断事業執行体制の再構築	保健福祉センターにおける健康診断事業について、効率的・効果的な事業執行体制の再構築に向けた取組を進めます。
建設発生土処理業務の一元化	建設緑政局で所管している建設発生土関連業務と港湾局で所管している建設発生土受入業務の一元化に向けた取組を進めます。
総合的な自転車対策執行体制の構築	自転車対策について、駐輪場整備や啓発等の取組を総合的に展開するための執行体制の構築に向けた取組を進めます。
救急隊の増隊	救急隊について、今後の人口増加や高齢化に対応するため、増隊に向けた取組を進めます。

### (3) 非常勤職員の活用等

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
廃棄物収集車整備業務の非常勤化	生活環境事業所の車両整備業務について、退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
焼却灰運搬業務の非常勤化	処理センターの焼却灰運搬業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
し尿処理・圧送業務の非常勤化	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
廃棄物中継輸送業務の非常勤化	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
廃棄物海面埋立業務の非常勤化	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。
学校用務業務の非常勤化	学校用務業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。

## 5 効率的な行政経営基盤の確立

### (1) 給与制度及び福利厚生制度の継続的な見直し

これまでの行財政改革の取組において、給与制度については、給料表、昇給制度の見直しを行い、社会経済環境の変化に合わせた給料水準の引下げや特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。

また、福利厚生制度についても、健康保険料の事業主と被保険者の負担割合の見直しや、福利厚生事業に対する公費負担の見直しなどを推進してきたところです。

こうした取組を通じて、これまでの改革プランに掲げた給与制度及び福利厚生制度の見直しについては、概ね達成してきました。しかしながら、現在国においては、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告を踏まえて、人事院等で定年年齢を段階的に65歳まで延長することについて検討が行われるなど、公務員をとりまく状況は大きく変化しつつあります。

今後こうした変化に適切に対応しながら、市民の理解が得られる給与制度や福利厚生制度を確立するため、引き続き見直しに取り組めます。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
給与制度の見直し	給与制度について、より一層の職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度をはじめとする給与構造の見直しの検討を引き続き行います。特殊勤務手当などの諸手当についても、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。
福利厚生事業の見直し	職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、公費負担の見直しを引き続き図ります。

## (2) 特別会計の健全化の推進

本市の予算は、一般会計のほかに、主に特定の収入をもって特定の事業を行う場合で、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に特別会計を設置しています。

特別会計においては、公共サービス利用者の負担等を政策的な判断により減額するため、一般会計（市税等）でその分を負担する場合がありますが、単なる赤字補てん的な繰入は縮減するよう、より効率的で自立した財政運営が求められています。

そうした原点に立ち返り、市民生活に必要な公共サービスを効率的・効果的に提供するため、今後も事業の必要性や妥当性を検証しながら、受益と負担のあり方、債権確保策、執行体制などについて見直しを行い、施策・制度・体制の再構築を進めます。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
卸売市場事業会計	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。南部市場は2007（平成19）年度から再編整備を実施しており、今後は民間活力導入等により効率的な運営を推進し、経費の縮減に努めます。北部市場については、2009（平成21）年度に策定した「中長期プラン基本計画」に基づき施設整備及び管理運営体制の見直し等を推進し、市場の効率的な運営及び財政の健全化を図ります。
国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の趣旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分を行うなど、債権確保の取組を強化して保険料収納率の向上を図ります。
勤労者福祉共済事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。2008（平成20）年度から厚生事業等の業務を委託化し、経費の縮減に努めています。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっていますが、会員拡大等、財政基盤の強化に努めます。

### (3) 債権確保策の強化の取組

市民負担の公平性・公正性を確保し、受益に対する負担の適正化を図るとともに、安定した公共サービスの提供を維持するために、市税については、「市税収入確保対策本部」を設置し、目標収納率等の設定により、徴収強化と滞納債権を縮減する取組を強化しています。

また、国民健康保険料などの税外債権について、「滞納債権対策室」や、「川崎市滞納債権対策会議」を設置し、滞納債権の回収に係る支援を進め、2009（平成21）年度決算において、初めて滞納債権の縮減を達成することができました。

中でも、保育料については、市長の滞納者との面談等、収納の強化に努めた結果、収納率の向上が図れてきたところです。また、国民健康保険料については、滞納処分も含めた保険料収納対策を強化した結果、滞納債権の縮減につながっています。

しかしながら、いまだに189億円の滞納債権があり、引き続き取組を強化していく必要があります。「新たな改革プラン」の計画期間においても、市税・国民健康保険料などについては、初期未納対策や滞納処分の強化を図るとともに、市営住宅使用料などについては、適切な債権管理及び滞納整理の推進並びに裁判手続による強制徴収の実施により、さらなる収納率の向上及び滞納債権の縮減をめざします。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市税	効率的・効果的な債権差押、動産差押等を執行し、インターネットを活用した公売及び不動産公売などの取組により、徴収強化を図るとともに、税源移譲後増加傾向にある収入未済額（2009（平成21）年度：108億円）を96億円に削減します。
介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図ります。また、保険料の収納率（2009（平成21）年度：93.7%）を95%にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。
国民健康保険料	負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者への滞納処分等による収納対策の取組を強化し、現年度分保険料の収納率（2009（平成21）年度：85.8%）を90%にすることをめざすことで滞納債権の縮減を図ります。
保育料	収納率（2009（平成21）年度：95.2%、うち現年度分：98.7%）を97%以上（現年度分99%以上）にすることをめざし、収納対策の取組を強化します。

取組事項	取組の概要・方向性
市営住宅使用料	<p>長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、適切な債権管理を実施し初期未納者に対する対応の強化を図ることで現年度分使用料の収納率（2009（平成21）年度：96.2%）を97.5%とすることをめざし、滞納債権の縮減をめざします。</p> <p>また、民間活用等の手法により退去滞納者対策のさらなる推進を図ります。</p>

#### （４）入札・契約制度改革の推進

本市では、一般競争入札の拡大や電子入札の導入等、透明性・公平性・競争性を確保するために入札・契約制度改革に取り組むとともに、金額による価格競争ではなく、入札者の技術力も評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約により公共工事の品質確保を図る総合評価方式を、2007（平成19）年度から試行実施してきました。

2008（平成20）年度からは、極めて厳しい経済情勢の中、市内経済の安定化に向けた緊急経済対策の一環として、社会経済情勢の変化に対応するため入札・契約制度の再検証を実施し、予定価格の事後公表試行実施や最低制限価格対象入札の拡大をはじめとする低入札対策などを実施してきました。

今後の取組として、公共事業に携わる労働者の適正な労働条件等を確保することにより、公共事業の品質を確保することを目的として改正した「川崎市契約条例」を的確に運用するとともに、総合評価方式に環境配慮や障害者の雇用状況などの企業の社会的責任に関する評価項目を加えるなど、優良な品質の契約の確保を図る入札・契約制度改革を継続して推進します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
「川崎市契約条例」の的確な運用	<p>契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ることを通じて、公共事業の品質を確保することを目的に改正した「川崎市契約条例」を的確に運用します。</p>
総合評価一般競争入札の拡大	<p>工事請負については、2007（平成19）年度からの試行を踏まえ、2010（平成22）年度から総合評価一般競争入札を本格実施しており、2011（平成23）年度からは社会貢献に関する評価項目を加えるなど、よりの確に事業者の技術力や社会貢献度を評価する制度構築に努めています。今後は、業務委託等の契約についても総合評価方式の導入を検討します。</p>



## 6 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進

本市の企業会計のうち、地方公営企業法全部適用の水道、工業用水道、自動車運送、病院の4事業については、これまで「中期の経営計画」を会計ごとに策定し、経営改善に向けた取組を進め、一般会計からの基準外繰入金についても、概ね縮減が図られてきています。また、下水道事業については、2007（平成19）年度に策定した「川崎市下水道事業中期経営計画」に基づき、経営の健全化に向けて中長期的な視野に立った改革を推進し、2010（平成22）年度には、地方公営企業法の全部適用となった上で、水道・工業用水道部門と統合し、事務執行の効率化を図ったところです。

「新たな改革プラン」の計画期間においても、これまでの取組の進捗状況を見極め、市民サービスの向上、効率的な組織体制に向けた取組等、それぞれの会計が抱える課題解決を推進することで、経営の健全化を推進していきます。

### **（1）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業**

水道事業及び工業用水道事業については、2006（平成18）年度策定、2010（平成22）年度改訂の「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来需要に見合った給水能力への見直しを踏まえ、執行体制の再編を行います。また、将来にわたって安全・安定給水を確保するため、技術・技能の継承及び緊急時対応については、必要最小限の直営体制を維持し、それ以外は積極的に民間部門を活用していきます。

具体的には、浄水機能の集約化に伴う浄水場の統廃合をはじめ、県内の水道事業者との広域的な連携の強化、施設の維持管理業務のさらなる委託化など、浄水部門における組織の再編及び人員の縮小を行います。また、配水部門においては、漏水事故など緊急時の迅速な対応を確保しながら、現場作業の請負化・委託化を更に進めるとともに、営業部門においても、民間活用のさらなる推進を図ることにより、効率的な執行体制の確立とお客様サービスの向上に向けた取組を進め、経営の効率化を図っていきます。

下水道事業については、2010（平成22）年度策定の「中期経営計画」に基づき、浸水対策や地震対策などの諸課題に対応しながら、老朽化した施設の計画的な更新・維持管理により建設投資の平準化を図り、企業債未償還残高の縮減を進めます。また、加瀬処理区ポンプ場の運転管理業務の委託範囲を拡大するとともに、これまでの委託

化の事例を検証しながら、安全性を確保した上で、他の施設においても、委託可能な業務について民間活用を進め、事業運営の効率化を図ることにより、公費負担分を除く汚水処理経費を下水道使用料でまかない、下水道経営の健全化に取り組みます。

また、上下水道局を2010（平成22）年度に設置したことを踏まえ、管理部門における共通業務の一元化や工事申請窓口の一元化など、執行体制の見直しに引き続き取り組み、より一層の経営の健全化をめざします。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設・組織の再編	「再構築計画」に基づき、水道施設及び工業用水道施設の再編を進めるとともに、再編にあわせて執行体制を見直します。 ・潮見台浄水場の廃止（2012（平成24）年度） ・生田浄水場（水道事業）の廃止（2016（平成28）年度）
南部・北部営業センターの業務執行体制の見直し	南部・北部営業センターにおける窓口業務等について、民間部門の活用に向けた取組を進めます。
水処理センター・ポンプ場の運転管理業務の委託化	加瀬水処理センター内のポンプ場施設の運転管理業務について、委託化を完了します。（2012（平成24）年度） 他の施設においても、民間活用に向けた検討を進めます。
上下水道局における効率的な組織整備の推進	上下水道局の組織体制について、2010（平成22）年度に行った局再編の効果がより一層発揮される執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。

## （2）自動車運送事業

市バス事業は、市内のほぼ全域にわたるバスネットワークを形成し、地域交通環境の形成に努めてきたところです。

また、本市のまちづくりや福祉、環境施策などと連携・協力を行うとともに、区役所などの公共施設への接続や、民営バス事業者が参入しない地域におけるバス運行の確保などに努め、市民の公共交通手段として大切な役割を果たしています。

こうした市バスサービスを安定的に提供していくために、経営健全化計画「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」に基づき、営業所の管理委託や路線再編、ダイヤ改正等の取組を進め、経営改善とお客サービス向上を推進し、計画期間最終年度

の単年度収支均衡と計画期間後における持続可能な経営基盤の確立をめざします。

また、安全、正確、快適で、市民の信頼に応える質の高い輸送サービスを確実に提供するため、民間事業者の手法を活用するなど、運行体制の改善と職員の意識改革を進めます。これらの改善状況を踏まえ、今後のバス需要や社会経済環境の変化等に対応する市バス事業のあり方や事業手法について検討していきます。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市バス営業所業務の管理委託化	菅生営業所の管理運営について、2011(平成23)年度から管理委託を導入し、井田営業所の管理運営については引き続き委託化に向けた検討を進めます。
市バス公募嘱託運転手等の活用	市バス運転業務について、営業所の管理委託の進捗を踏まえ、引き続き公募嘱託運転手等の効果的な活用を進めます。
運行体制の改善と職員の意識改革	市民の信頼に応える質の高い輸送サービスを確実に提供するため、民間事業者の手法等を活用することにより、点呼執行や研修内容等の見直しを図り、運行体制の改善や職員の意識改革を進めます。

### (3) 病院事業

2009(平成21)年3月に策定した「第2次川崎市病院事業経営健全化計画(公立病院改革プラン)」に基づき、公立病院として質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、経営改善の取組を進め、経営基盤の強化に努めます。また、経営改善の取組状況については、外部有識者等、専門的な観点からの意見をいただき、今後の取組に活かしていきます。

2011(平成23)年度には、2012(平成24)年度を初年度とする次期病院事業経営健全化計画を策定し、さらなる経営健全化を推進します。

また、救急医療機能の拡充や「7対1」看護配置基準の導入など、医療サービス提供体制の充実・強化に向けた医療人材の適正配置についての取組を進めます。

井田病院の再編整備にあたっては、建築工事や医療機器等の整備、総合医療情報システムの二次開発等において、コストの縮減に向けた取組を進めるとともに、I期建物の竣工からII期建物の竣工に至るまで、工事の進捗状況を考慮し、がん等高度特殊な医療の提供、成人疾患医療の強化、二次救急医療の強化、結核医療の充実や地域医

療連携の推進など、再編整備の基本方針となる病院機能の段階的な充実を図ります。

**【主な取組】**

取組事項	取組の概要・方向性
救急医療体制の充実	川崎病院、井田病院について、救急搬送患者の受入を拡充するため、救急医療体制の充実に向けた取組を進めます。
「7対1」看護配置基準の導入	より良質な看護サービスを提供する「7対1」看護配置基準について、川崎病院では計画期間内の導入に向けた取組を進め、井田病院では再編整備後の導入に向けた検討を進めます。
井田病院改築に伴う診療体制の再構築	井田病院の診療体制について、病院の改築にあわせて、再構築に向けた取組を進めます。
多摩病院の効率的な運営	多摩病院の病院運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。

## 7 出資法人改革の推進

本市では、市民ニーズの多様化、高度化が進展する中で、民間の資金・経営ノウハウなどを活用することにより、公の施設の管理運営や行政の代替・補完機能を果たすため、公共サービスの提供主体として出資法人を活用してきました。

しかしながら、NPO法人などの民間事業者の充実による公共サービスの新たな提供主体の出現や、指定管理者制度の導入などにより、出資法人をとりまく環境は、大きくかつ急速に変化しています。

こうした状況の中、「出資法人の経営改善指針」に基づき、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施するとともに、出資法人自らが経営状況について定期的に点検を行い、積極的に経営改善に取り組むことにより、自立的な経営を促進してきました。

一方、公益法人制度改革関連3法の施行（2008（平成20）年12月）に伴い、これまでの民法法人（特例民法法人）は、2013（平成25）年11月までに公益法人か一般法人へ移行することとなっています。公益法人化をめざすにあたり、各法人の持つ公益性が不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものかどうかについて改めて問われるとともに、株式会社と同様の自律的な内部統治（ガバナンス）を確立する必要があります。

加えて、国における「第三セクター等の抜本的な改革の推進等について」（2009（平成21）年6月23日付け総務省通知）において、現在第三セクター等が行っている事業の意義等について、各地方自治体は改めて検討し、その存廃を含めた抜本的な改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

今後もこれまでの取組を進めるとともに、社会経済環境の変化を踏まえて、法人のあり方やその事業の必要性を改めて検証し、公共サービスの担い手としての法人のあり方を検討していく必要があります。

### **（1）出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進**

出資法人は、本市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するとともに、公共サービスの提供主体として他の民間団体より優位性を有する、自立的なサービス主体となることが求められています。今後も、出資法人の自立的な経営を促進するために、法人自らが経営上の課題を再認識し、継続的な経営改善に取り組む仕組みを活用して

いきます。

また、本市では、これまでも、出資法人における事業の必要性や公共性等を検証しながら、補助金・委託料等の財政的関与の見直しを行うとともに、市派遣職員の引上げや市職員の役員数の削減など人的関与の見直しを進めてきました。これからも引き続き、施策展開や法人形態の見直し等を踏まえながら、財政的・人的関与の適正化を進め、法人の自立化に向けた取組を推進します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
P D C A マネジメントサイクルの確立	各法人は、社会経済環境の変化を踏まえ、事業目標・効率化・財務改善の各項目について、具体的目標値を明示した経営改善計画を改定し、引き続き、新点検評価システムを活用することによりP D C A のマネジメントサイクルによる検証・改善を自ら行っていきます。 市は、法人の出した成果を評価し、出資法人を活用した事業手法や内容等について点検し、費用対効果の視点を踏まえながら公共サービスの質の向上を図ります。
効率的で安定的な経営体制の構築	事業の簡素化・効率化による経費の削減や事業規模に応じた組織・人員の適正化を図るとともに、自主事業の拡充等により自主財源の確保に努めるなど、市への依存度の縮減を推進します。
財政的・人的関与の見直し	補助金については、事業の必要性や公共性等を検証し、原則として3年間で5%以上の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を推進します。

## (2) 情報公開の充実に向けた取組

本市の出資法人に対する取組や法人の経営状況に関する情報の透明性を高め、広く市民に対する説明責任を果たすために、情報公開の充実を図ります。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新点検評価システム結果の公表	法人が実施する事業の効果や採算性の評価を引き続き毎年実施し、結果をホームページに公表します。
法人情報の開示範囲の拡大	法人の役職員や財務状況等を掲載した「出資法人の現況」を引き続き公表するとともに、出資法人との随意契約の内容等について公表するなど、法人情報の透明性を高めます。

### (3) 今後3年間における各出資法人の取組

「第3次改革プラン」における対象法人のうち、(財) かながわ廃棄物処理事業団は2009(平成21)年度末に、(財) 川崎市リサイクル環境公社は2010(平成22)年度末に解散し、2011(平成23)年度から(福) 川崎市社会福祉事業団が完全民営化することとなりました。

今後も、特例民法法人については、公益法人制度改革への対応を早急に進める必要があることから、改めて法人の存在意義や事業の必要性等を検証し、公共サービスの担い手として必要性があると認められた法人については、法人が実施する事業のより一層の効率的・効果的な運営に努めるとともに、引き続き経営改善に向けた取組を推進します。

一方、株式会社については、市場原理・競争原理に基づき法人が主体的に見直しを行うべきであるという基本的な考え方に基づいて、引き続き経営改善や自立化に向けた取組を推進します。

#### 【出資法人の見直しの基本的な視点】

- 出資法人が実施している事業の必要性(市民ニーズ)はあるのか。
- 事業の必要性はあっても行政の関与の必要性はあるのか。
- 行政関与の必要性が認められても誰が行うことが最も効率的で、効果的＝最適な実施主体＝なのか。

## 【主な取組】

### I. 廃止する法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市指定都市記念事業公社	法人の主たる事業である川崎市民プラザの管理運営事業は、民間事業者等においても実施することができ、十分な市民サービスが確保できることから、法人は2011(平成23)年度末をもって解散します。 なお、川崎市民プラザは、指定管理者制度の導入に向けた取組を進め、法人解散後も市民サービスを継続して提供していきます。

### II. 3年以内に抜本的な見直しを進める法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市保健衛生事業団	医療制度改革によって、2008(平成20)年度から特定健診・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務化され、医療機関や民間事業者など健康づくりの担い手が増加したことを踏まえ、健康づくりに関する事業については、民間事業者の活用を図るなど、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	市内の心身障害者とその家族の福祉の向上を図るため、心身障害者の社会参加の促進や更生援護に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、法人事業のより一層の安定化や障害者の地域生活支援の向上等を図るため、他団体との統合を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(株)川崎球場	富士見公園内の長方形競技場の管理運営については、新スタンド竣工後、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めるとともに、富士見周辺地区の再整備の内容により、法人の事業基盤に大きな影響が生じることから、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。
(財)川崎市水道サービス公社	水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、法人の主たる事業である水道修繕案内事業については、民間活力の導入を含めて検討を進めるとともに、現地調査事業等のその他の事業については、最適な担い手を検証するなど、廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定します。

### III. 施策展開等にあわせて法人形態の見直しを進める法人

法人名	今後の方向性
川崎市土地開発公社	川崎市住宅供給公社との事務部門の統合を行うなど簡素で効率的な執行体制の構築に向けた取組を進めてきましたが、より一層の効率的・効果的な用地先行取得事業の運営を図るため、用地先行取得3制度の比較検証を行いながら、公社保有土地の処分状況、市の財政負担への影響、今後の市の土地取得計画や公社の経営状況等について検討し、法人の方向性を決定します。



法人名	今後の方向性
(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	<p>市内の母子家庭及び寡婦のため、単位組織である各地区会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定のために必要な援助を行う法人としての役割を担っていくとともに、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応を図る中で、法人の目的や団体規模等を踏まえて、自立した法人運営や最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市身体障害者協会	<p>市内の身体障害者の自立更生と福祉向上のため、身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの拡充など自主財源の確保に努め、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革への対応を図る中で、法人の目的や団体規模等を踏まえて、自立した法人運営や最適な法人形態を検討し、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市公園緑地協会	<p>「緑の基本計画」の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めるとともに、経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進める一方、ゴルフ場事業及び受託事業である霊園の管理運営事業については、指定管理者制度など民間活力を導入することを基本に検討を進めます。</p>
(財)川崎市生涯学習財団	<p>教育関係団体等との連携・協力を図りながら、市民の主体的な学習活動の支援を進めるとともに、経費削減等の取組を推進することにより、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進める一方、生涯学習施策における民間事業者の活動領域の拡大傾向や指定管理施設の今後の指定動向等を踏まえ、引き続き事業や組織体制のあり方について検討し、法人の方向性を決定します。</p>

#### IV. 経営改善を進める法人

法人名	今後の方向性
(財)川崎市国際交流協会	<p>市民ボランティアや民間交流団体への育成・支援に努め、市民レベルでの国際交流を推進していくとともに、指定管理者として管理する施設の利用料金収入の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(公財)かわさき市民活動センター	<p>市民活動団体の自立支援など市民活動の中間支援組織としての役割を担っていくとともに、地域の各種団体等との連携強化を図りながら、こども文化センター（わくわくプラザ事業を含む）の指定管理者として、青少年の健全育成のための支援を推進します。</p> <p>また、賛助会費や寄付金収入など自主財源の拡大に向けた取組や法人全体の中長期的な組織体制のあり方について検討を進めるなど、引き続き経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市文化財団	<p>市民の文化活動の振興に努め、文化施設の管理運営や事業企画など本市の文化芸術の振興の一翼を担っていくとともに、各施設の入場者数の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>

法人名	今後の方向性
かわさき市民放送(株)	市民ニーズの把握や聴取率の向上に努め、地域情報発信や災害時の情報提供というコミュニティ放送としての役割を担っていくとともに、さらなる経費削減策やスポンサー収入増加策等を盛り込んだ、中長期的な経営計画を策定・公表し、黒字決算の継続と累積損失の解消に向けて、引き続き経営改善を進め、本市に依存しない財務体質の確立を図ります。
(財)川崎市体育協会	スポーツ指導者の育成・活用に努め、アマチュアスポーツ団体の中核としての役割を担い、市民スポーツ活動の普及・振興及び競技力向上を図っていくとともに、自主事業収入の増加や経費削減等に向けた取組を推進することによって、本市からの補助金の削減を図り、引き続き経営改善を進めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。
川崎市信用保証協会	市内中小企業の円滑な資金繰りのための信用補完制度の中核的な役割を担っていくとともに、国の緊急保証により保証債務残高が増加した中、今後の景気動向によっては、代位弁済額が増加し、財務基盤に大きな影響が生じる可能性もあることから、債権の期中管理・回収体制の強化、経費削減や経営の透明性を高めるための取組等を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。
川崎アゼリア(株)	公共地下歩道や公共駐車場を管理し、川崎駅前の商業活性化の中核的な役割を担っていますが、黒字を確保しているものの、減収減益傾向が続いているため、川崎駅東口駅前広場再整備による影響等を踏まえ、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。
川崎冷蔵(株)	役員報酬の削減や退職者不補充等による経費削減、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより経営改善を進めてきましたが、2010(平成22)年度に策定した中長期的な経営計画に基づき、関係者によるモニタリング委員会を設置し、その進捗等の確認を行いながら、黒字決算の継続と債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。
(財)川崎市産業振興財団	市内中小企業の育成に努め、市をはじめ関係機関との緊密な連携を保持し、市の産学官ネットワークの核となる中間支援組織及び中小企業者支援のワンストップサービス窓口としての役割を担っていくとともに、本市以外からの収入の増加や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。
(財)川崎・横浜公害保健センター	公害病被認定者の健康回復及び福祉の向上等のために必要な事業を行う法人としての役割を担っていくとともに、公害病被認定者に対する検査・検診実施者数の減少に応じた効率的な運営を図るなど、引き続き経営改善を進めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。
(財)川崎市シルバー人材センター	シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら、就労機会の提供を行う法人としての役割を担っていくとともに、事業運営手法の見直しや会員数の増加への対応、受注の拡大に向けた取組を推進するなど、引き続き経営改善を進めます。法人運営の必要経費に充てる事務費については、社会情勢及び他都市センターの状況等も踏まえて見直しを検討するなど、自主財源の確保及びより一層の安定的な事業運営に努めます。また、公益法人化に向けた取組を進めます。

法人名	今後の方向性
(財)川崎市看護師養成確保事業団	<p>医療関係団体と連携し、医療の高度化に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、国家試験合格率や市内医療機関への就職率の向上を図っていくとともに、効率的な財産運用や授業料などの校納金の改定による収入増や競争入札による経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎市まちづくり公社	<p>公共施設の修繕等の設計・工事監理、再開発事業関連施設の管理運営事業など本市のまちづくり施策を補完する公共的な役割を担っていくとともに、優良ビル建設資金等融資事業については、引き続き着実な回収に向けた取組を進めます。</p> <p>また、これまでの収益確保や経費削減の取組に加え、新たな事業展開を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、公益法人制度改革への対応を図りながら、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎市住宅供給公社	<p>本市の住宅施策にあわせた先導的役割を果たす担い手として、今後の事業展開を明確化した中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、市営住宅の管理代行については、指定管理者制度に準じたモニタリング・評価を行うとともに、外部の専門家を入れて効果を検証し、より一層の効率的・効果的な管理に向けた取組を進めます。</p>
みぞのくち新都市(株)	<p>厳しい社会経済状況の中で黒字計上継続のため、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
川崎臨港倉庫(株)	<p>2010（平成22）年度に策定した本市の「川崎港千鳥町再整備計画」を踏まえて、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、引き続き経営改善を進めます。</p>
かわさきファズ(株)	<p>総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、引き続き事業効果を発揮していきます。</p> <p>また、土地使用料の免除が終了した2010（平成22）年度以降も、引き続き黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努め、収益向上策や経費削減策等を盛り込んだ中長期の経営計画を策定・公表し、さらなる経営改善を進めます。</p>
(財)川崎市消防防災指導公社	<p>消防防災に関する普及啓発など本市消防施策の補完的事業や東京湾アクアラインの消防用機材の管理など広域的事業等を実施していくとともに、経費削減等の取組を推進することによって、債務超過の解消に向けて、より一層の経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>
(財)川崎市学校給食会	<p>学校給食物資調達業務を効率的・効果的に実施するための手法について中長期的な観点から検討を行うとともに、給食費の未納金への対応を含めた管理体制の構築や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善を進めます。</p> <p>また、公益法人化に向けた取組を進めます。</p>

## 取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組

限られた財源や資源を最大限に活用し、市民サービスの効果的な提供を可能とする効率的な行政経営基盤を確立するためには、従来から進めてきた職員の人材育成と意識改革をより一層推進する「職員個人の能力向上への取組」とあわせて、管理監督者の組織マネジメント力の向上や職員の能力が十分に発揮できる職場環境づくりなどの「組織力の強化に向けた取組」が重要です。

本市では、2004（平成16）年度に「川崎市人材育成基本計画」を策定し、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体である」との意識をしっかりと持ち、日々の業務を通して、市民からのニーズに適切に応えることができるよう、人材育成の取組を推進してきました。

現在は、その計画期間中である「第2次川崎市人材育成基本計画」において、「職務遂行を通じた人材育成・能力開発」として目標管理を活用した人材育成の推進、「職場が起点となる人材育成・能力開発」として職場研修の活用、「局別人材育成計画と連携した人材育成・能力開発」としてきめ細かい人材育成の推進の三つをポイントに掲げて取組を進めているところです。

さらには、職員の能力や実績を適正に評価し昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気と働きがいを引き出す人事評価制度を2006（平成18）年度から本格実施しながら、年功序列的な人事管理から能力・実績を重視した方向へ転換し、職員の能力を十分に活かすための取組を推進しています。

また、こうした人材育成の取組を進めるための基盤として、職員一人ひとりが心身ともに健康で、安心して職務に専念できる職場環境づくりが大切であることから、職員の健康管理やメンタルヘルス対策、男女共同参画社会の実現にもつながるワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取組等についても積極的に推進しています。

社会経済状況が大きく変化し、地方分権改革が進展する中では、職員一人ひとりが多くの課題に直面しても、的確に能力を発揮できなければなりません。

このようなことから、本市はこれまでの人材育成の取組を検証し、効果的に人材を育成する上での新たな課題に取り組むために、次期人材育成基本計画を2011（平成23）年度に策定することとしています。

## 1 組織マネジメント強化の取組

組織の目標達成に向けて、組織を効率的・効果的に運営していくためには、管理職等のリーダーシップのもとで職員の能力を十分に発揮させながら、組織全体で能率よく、重層的に仕事を進めていけるよう効果的にマネジメントすることが重要です。

こうしたことから本市では、目標管理の手法を用いている人事評価制度を効果的に活用するとともに、管理監督者のリーダーシップの発揮やコーチングスキルの向上等、組織マネジメント能力の強化に向けた取組を推進してきました。

また、組織整備の面からも、組織内における相互連携の強化や新たな業務に対する迅速で的確な対応に向けて小規模組織の見直しを図るなど、状況の変化に的確に対応しながら、きめ細かく組織力強化に資する取組を進めてきました。

今後も、こうした取組を推進しながら、不測の事態や一時的な業務量の増加に対して柔軟かつ機動的な対応を可能とする執行体制を構築します。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
人事評価を活用した組織マネジメントの推進	人事評価のプロセスを通じた評価者による日常的な組織マネジメントの強化に向けて、目標管理委員会等を通じて評価者へ引き続き指導を行うとともに、能力と実績に基づく人事管理の推進に向けた取組を行っていきます。
マネジメント能力向上に向けた取組	管理監督者のリーダーシップの発揮やコーチングのスキル獲得等のマネジメント能力向上に向けた研修を強化するとともに、職務遂行を通じた人材育成（OJT）を推進します。
組織マネジメント強化に向けた組織機構の見直し	意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点に基づく組織機構の見直しについて、引き続き進めます。

## 2 職員の能力が十分に発揮できる環境づくりの推進

職員が職務遂行にあたり能力を十分に発揮するためには、こころと身体の健康が大切となります。本市では2005（平成17）年度に「川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画」を策定し、職員のメンタルヘルス対策に全力を挙げて取り組んでおり、メンタルヘルス不調者を出さないための職場環境づくりや、職場復帰を円滑に進めるためのリワーク研修センターにおける復職支援などの取組を着実に推進しています。今後も、2011（平成

23) 年度以降を取組期間とする「川崎市職員メンタルヘルス対策第3次実行計画」に基づき、セルフケアの推進や相談体制の充実などの取組をはじめとする総合的なメンタルヘルス対策を効果的に推進していきます。

また、長時間労働による家庭生活への影響や職員の健康保持といった問題を解決し、公務能率を向上させる観点からも、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組が重要になります。

本市では、2005（平成17）年3月に、「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定し、仕事と子育ての両立を支援するための環境整備等に取り組んでいます。今後、2011（平成23）年度以降を取組期間とする「第3次川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるとともに、職員が各々の職責を十分に果たしながら、仕事と子育て・介護・地域活動といった生活との調和などについて、互いに理解しあえる職場風土の醸成に向けた取組についても推進していきます。

**【主な取組】**

取組事項	取組の概要・方向性
健康に働くためのメンタルヘルス対策の推進	健康に働くためにメンタルヘルスの正しい知識の啓発やセルフケアを支援する等の1次予防対策を充実するとともに、リワーク研修センターでの再発予防を含めた復職支援体制を強化する等の総合的なメンタルヘルス対策を推進します。
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革	育児休業制度等の取得促進に向けた職場環境を整備するとともに、ノー残業デーの徹底やワーク・ライフ・バランスデー等を通じて職員一人ひとりの意識改革を推進します。

**3 職員の人材育成のさらなる推進**

地方自治の原点は「公共の福祉」・「住民の福祉」の実現であり、地方自治体にはこうした点をしっかりと見据えながら、市民生活を着実に向上させることが求められています。また、職員については、市民生活の安定を確保するために必要な施策を着実に実施していくため、民主的かつ能率的に仕事を行うとともに、無駄を省きながら成果を生み出すことが求められます。

こうしたことを実現していくためには、職員一人ひとりが、市民の気持ちを大切に考え、多くの市民から共感が得られるよう、誠実かつ確実に職務を遂行する意識が非常に

重要です。そこで、本市は人事評価制度に目標管理の視点を取り入れ、市政の目標が職員の目標につながる仕組みを構築するなど、職員一人ひとりの仕事に対する主体的な意識の向上をめざした取組を推進してきたところです。

また、人材育成とは、組織に必要な人材を確保し、能力の開発をめざすものであり、職員一人ひとりの能力が十分に発揮され、やる気と働きがいを持って職務に従事しながら、自己実現が図れることが大切になります。そのためには、職員自らが成長を実感できるように、より効果的な育成に取り組むことが重要です。

2010（平成22）年度には、人材育成・能力開発の取組を、より一層推進するため総務局に人材育成センターを新設し、「人材育成基本計画」に掲げる「めざすべき職員像」である「市民協働の担い手になる職員」、「現場での課題を発見し、その解決に向き合う職員」、「組織目標の達成に取り組みながら自己実現を図る職員」の実現に向け、人材育成の取組を強化しています。

今後も、さまざまな課題に対して、的確に対応できる職員を育成していくため、人事異動や昇任、職員研修など庁内関係部署の連携が図られた人事管理のもとで、計画的な職員の育成に取り組んでいきます。あわせて、職員の能力を十分に開発していくために、日々の職務遂行の中で目標管理の手法を効果的に使い、職務に対する動機づけを導き出しながら、職員個々の状況や段階に応じた育成に努めるとともに、積極的な事務改善や企画立案へ取り組む意識改革、キャリア形成への支援など、職員一人ひとりの仕事に対するやる気と働きがいの向上につなげる取組を推進していきます。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
多様で有為な人材の確保	本市が求める多様な資質と能力をもった人材を確保するために、職員採用において、受験者確保に向けた広報を充実させるとともに、採用試験では面接技法の高度化へ対応するなど取組を推進します。
人事評価を活用した人材育成の推進	職員個々の能力を開発するために人事評価結果等を活用した職員研修を実施するとともに、人事評価のプロセスを通じて効果的な人材育成が図れるよう面談能力等の評価者のスキルアップに関するより実践的な研修を実施します。
若手・女性人材等、能力や状況に応じた積極的な育成・登用	職員の個性や能力が十分に発揮できるよう、一人ひとりの状況に応じた柔軟な育成に取り組むとともに、若手・女性・障害のある職員の積極的な登用を推進するために、能力・意欲に応じたキャリア形成を支援します。また、障害のある職員への人的及び物的な環境整備についても推進します。

取組事項	取組の概要・方向性
高い公務員倫理と厳正な服務規律の確立	<p>市政に対する信頼を確保するために、職員一人ひとりが高い公務員倫理と厳正な服務規律を保持するための意識啓発や注意喚起等を継続的に行うなど、必要な取組を推進します。</p>
専門的な能力の向上と一人ひとりのキャリアデザインの推進	<p>市民ニーズに的確に対応するため、高度な専門知識や能力の向上を図りながら、専門性や専任性を重視した複線型人事制度の適正な運用を図るなど職員一人ひとりのキャリアデザインを推進します。</p>
効果的な研修制度の確立	<p>地方分権時代の課題に対応できる人材の育成に向けて、効果的かつ体系的な職員研修制度に再編整備するとともに、職員の意欲や能力に応じたより実践的な研修を推進します。</p>
主体的な職務遂行と風通しのよい組織風土づくり	<p>職員一人ひとりが市政に対する主体的な意識をもち、事務改善や企画立案に積極的に取り組む意識を醸成するとともに、組織や職位を超えた情報共有化が図られる風通しのよい組織風土づくりを推進します。</p>



## 取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

### 1 活力ある地域社会の実現に向けた仕組みづくり

第2章で示した「【ねらい2】将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る」でめざす、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」は、短期間に実現できるものではなく、分権型の地域社会にふさわしい市民自治の充実を図る取組を一つずつ着実かつ継続的に積み重ねていかなければ実現しないものです。

2002（平成14）年9月に策定した「第1次改革プラン」では、「地域のことは地域で決めて実行する」という市民参画による地域主体のまちづくりを進めるために、その環境づくりと、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援する仕組みを再構築する観点から、「地域における行政サービスの提供拠点」及び「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能強化の方向性を示しました。

これに基づいて、本市における区行政改革の基本的な考え方を「区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点とする」とした「区行政改革の実行計画書」を2005（平成17）年3月にまとめ、「めざすべき4つの区役所像」の実現に向けた具体的な取組を進めてきました。

#### 【めざすべき4つの区役所像】

「地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所」

「地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所」

「市民に便利で快適なサービスを効率的・効果的かつ総合的に提供する区役所」

「地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所」

さらに、2005（平成17）年には、他の指定都市に先駆けて「自治基本条例」を施行するなど、自治運営の仕組みを構築してきました。

## 2 地域をとりまく社会状況

いわゆる団塊の世代の大量退職から数年を経て、これからは多くのシニア世代が地域中心の生活に移っていくと考えられます。これまで社会の第一線で活躍し、さまざまな経験や能力を持つシニア世代については、地域社会において貴重な存在となることが期待され、今後は地域活動の担い手として、シニア世代の豊富な知識・経験・能力を活かしたまちづくりを進める取組がさらに重要となってきます。

また、市民の参加と協働によるまちづくりは、町内会・自治会やNPO法人をはじめとした市民活動団体などが基盤となって地域のコミュニティを支えていることから、近年の近隣関係の希薄化、大規模マンションの建設による転入世帯の増加等への対応を図りながら、地域のコミュニティづくりに向けた取組を進める必要があります。

さらに、事業者や大学等による社会貢献活動についても、地域社会を構成する一員として大きな効果が期待されており、地域レベルにおける地域課題解決に向けた協働の取組も推進していく必要があります。

このような市民の参加と協働によるまちづくりは、国においても「新しい公共」として提唱されるとともに、その担い手の健全な発展のための環境整備が進められるなど、市民生活に身近な地域の課題について、市民自らが解決していく活動に対する支援が求められています。

## 3 仕組みづくりから実践へ

地方分権改革や高齢化の進展に伴う体制整備など、引き続き取組が必要な課題もありますが、「自治基本条例」に基づく諸制度や、区役所の機能強化など、活力ある地域社会づくりのための枠組みは、これまでの取組により整いつつあります。

今後は、地域での着実な実践を積み重ねる段階として、これまで整備を進めてきた枠組み等を活用しながら、区役所を中心に、地域人材の発掘・育成に向けた取組や、地域社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりなどを推進するとともに、地域特性を活かして、市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

## 4 具体的な実践の取組

計画期間においては、これまでの取組を踏まえて、市民や事業者等の力が発揮できる地域社会の実現に向けて、次の具体的な取組を進めていきます。

### (1) 区役所機能の強化と執行体制の確立に向けた取組

区役所機能や区長権限の強化、地域に身近な総合行政機関としての区役所における人材の育成に向けた取組を進めます。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所機能の強化に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・区における地域課題の特性に応じた執行体制の整備</li><li>・子ども・高齢者・障害者などの施策の充実にに向けた執行体制の整備</li><li>・区予算の充実など、区長権限のより一層の強化に向けた取組の推進</li></ul>
地域における課題解決や協働の担い手となる職員の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・「人材育成基本計画」や「区人材育成計画」に基づく人材の育成</li><li>・実践の場や研修等を通じた、市民との協働の担い手としての人材の育成</li><li>・地域における課題解決を通じた、保健福祉分野における専門職の専門性をより一層向上させていく取組の推進</li></ul>

### (2) 地域人材の発掘や育成に向けた取組

地域に身近な施設の活用や多様な主体への働きかけ等を通じて、課題解決の担い手となる地域人材の発掘や活動支援の取組を進めるとともに、地域を支えるコミュニティづくりに向けた取組を支援します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
地域における諸活動の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民館等の、区が管理運営を担う地域に身近な施設等を効果的に活用した地域人材の育成や活動の場の提供</li><li>・地域の子育て支援に関わるボランティアや活動リーダー等の養成</li><li>・高齢者支援をはじめとする地域の身近な保健・福祉活動の担い手として活動する人材の育成</li><li>・各種ボランティア活動に対する支援</li></ul>

取組事項	取組の概要・方向性
町内会・自治会の活性化支援	・新たに転入した住民と地域の町内会・自治会等が連携した地域コミュニティの活性化に向けた取組
NPO法人をはじめとした市民活動団体の設立支援・活動支援	・地域における子育てや福祉を担う団体の設立支援・活動支援 ・総合型スポーツクラブの設立支援・活動支援 ・公園管理運営協議会の設立支援・活動支援
事業者や大学と地域の連携促進	・地域社会の一員としての事業者や大学と地域の交流促進 ・事業者や大学の地域貢献活動に係る情報の発信

### (3) 多様な主体の参加と協働による課題解決に向けた取組

多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組を進めるとともに、地域における市民活動に対する支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
地域防災力の向上と防犯対策の推進	・自主防災組織を中心に関係機関・団体との連携による地域防災力の強化 ・警察等の関係機関や町内会・自治会等との連携による地域防犯活動の拡大・ネットワーク化などの推進
地域における放置自転車対策の推進	・商店街や自治会・町内会、近隣小中学校PTA等と連携した継続した啓発活動等の推進
地域における高齢者支援の推進	・地域福祉の担い手としての老人クラブや町内会・自治会、NPO法人等との連携による、高齢者同士の交流・支え合いなどの推進 ・身近な地域交通の実現に向けた、地域住民の主体的な取組に基づくコミュニティ交通の継続的推進
総合的な子ども支援の推進	・保育所・幼稚園や学校など、子育てなどに係る区内の関係機関と連携した子ども支援施策の推進
環境、地域緑化に向けた取組の推進	・ヒートアイランドなど地域での環境問題に対する地域・事業者・行政の一体的な取組による地球温暖化防止策の実施や意識啓発の推進
地域資源を活かしたまちづくりの推進	・観光協会等との連携による、地域資源を活用した地域の魅力を発信する取組の推進 ・公園を活用した地域主体の地域コミュニティの活性化に向けた取組の推進
スポーツを通じた地域活性化とまちづくりの推進	・地域のスポーツ・レクリエーション団体との連携や区のスポーツ資源の活用を通じたさまざまな取組による地域の活性化や魅力あるまちづくりの推進

取組事項	取組の概要・方向性
商店街と連携したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の長所や特徴を活かした商店街との連携による地域のまちづくりの推進</li> </ul>
区における市民活動支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支所・出張所等における市民活動支援機能の充実</li> <li>・ 市民提案型事業の推進</li> <li>・ 市民館等における地域の課題解決に向けた事業の推進</li> <li>・ 小中学校等、地域の資源を活用した市民活動の場の提供</li> </ul>
多様な主体の参加と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者や大学など多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に向けた取組の推進</li> <li>・ 多様な参加の機会の提供</li> </ul>
区民会議の充実による区民の主体的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民会議フォーラムや報告会の実施等を通じた、より地域に開かれた区民会議の推進</li> <li>・ 区民会議委員相互の連携を図るための区民会議交流会の開催</li> <li>・ 広報等の充実による区民会議の認知度向上に向けた取組の実施</li> </ul>

#### (4) 便利で快適な区役所サービスの提供に向けた取組

便利で快適な区役所サービスを提供するため、区役所と支所、出張所等の適切な機能再編を図るとともに、施設の長寿命化などを推進します。

##### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
利便性の高い快適な窓口サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「区役所サービス向上指針」の見直し及び見直しに基づく各区のサービス向上の取組</li> <li>・ ワンストップサービスの拡充に向けた検討</li> <li>・ 区役所区民課フロアで来庁者の案内などを行うフロア案内の配置</li> </ul>
区役所と支所・出張所等の窓口サービスの機能再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内4か所の出張所機能の再編</li> <li>・ 宮前連絡所を障害者の日中活動支援拠点施設に機能再編するとともに、行政サービス端末による証明書発行を継続、柿生連絡所の機能再編に向けた検討</li> <li>・ 行政サービスコーナーの立地優位性を活かした本市の魅力発信</li> <li>・ コンビニエンスストアにおける証明書交付を含めた今後の自動交付機による証明書発行のあり方の検討</li> <li>・ 区役所窓口や待合スペースの利便性・快適性向上のためのリフォーム事業の推進</li> <li>・ 支所・出張所へのエレベーター設置等によるバリアフリー化の促進</li> </ul>
区役所等庁舎の計画的・効率的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幸区役所及び川崎区役所道路公園センターの再整備事業の推進</li> <li>・ 庁舎等の長寿命化に向けた事業の推進</li> </ul>

## 取組Ⅳ 市民サービスの再構築

本市がこれまで進めてきた行財政改革の取組は、限られた財源や資源を最大限に活用し、将来にわたって真に必要なサービスを市民の方々に確実に届けるためのものです。

こうした考えのもと、事業手法を改めることによるコスト削減などの見直しを行う一方で、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、特別養護老人ホームや認可保育所、障害者施設の整備をはじめとする高齢者、児童及び障害者福祉や地域医療の分野など、必要なサービスについてその充実を図ってきました。

また、改革により得られた財政効果については、収支不足の改善を図った上で、小児医療費助成などの子ども施策の充実を図るとともに、小中学校等の普通教室の冷房化や公園・道路の管理水準の向上、渋滞対策など、市民サービスへの還元を行ってきたところです。

このように、本市における市民サービス再構築の取組については、一定の成果を挙げてきたところですが、社会経済環境が急激に変化する中においては、本市をとりまく状況変化に的確に対応しながら、未来を担う子どもたちに負担の先送りをすることなく、「持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

そこで、これまで進めてきた市民サービスの再構築の取組について改めて検証するとともに、必要に応じてさらなる見直しを図ることで、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、引き続き改革を進めることとします。

また、国の制度変更等にあわせた市民サービスのあり方についても検証し、必要な見直しを進めるとともに、「補助・助成金の見直し」及び「受益と負担の適正化」に向けた取組についても、引き続き推進します。

### 1 社会状況の変化に対応するための見直し

地方分権改革等に伴う国の制度変更などをはじめとした、本市をとりまく社会経済状況などのさまざまな環境変化に対応するため、必要に応じて既存の市民サービスについて見直しに向けた取組を進めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
証明書交付体制の見直し	コンビニエンスストアにおける証明書交付の検討にあたり、「行政サービス端末」による証明書交付について検証を行うとともに、利用カードである「住民基本台帳カード」及び「かわさき市民カード」のあり方について検討を進めます。
保育所保育料の見直し	保育所保育料について、国の子育て支援施策の動向や他都市の状況等を踏まえ、見直しに向けた取組を進めます。
保育所入所選考基準の見直し	保育所入所選考基準について、利用者の視点に立った保育施策を推進するため、国の制度見直しの動向を見据えながら見直しに向けた検討を進めます。
花火大会の快適な鑑賞環境づくりの推進	川崎市制記念多摩川花火大会について、有料協賛席の導入などを踏まえ、快適な鑑賞環境づくりと伝統ある花火大会の継続に向けた効果的な実施手法について検討を進めます。
ごみの減量化に向けた経済的手法の活用	普通ごみの処理について、一層の減量化や資源化を促進するため、経済的手法の活用に向けた検討を進めます。
重度障害者医療費助成事業の見直し	重度障害者医療費助成事業について、県の制度見直しを踏まえ、障害者自立支援法や後期高齢者医療制度の見直しにあわせて、助成要件等の見直しに向けた検討を進めます。
障害者の移動手段の確保等事業の見直し	障害者に対するバス乗車券交付事業、重度障害者福祉タクシー利用券交付事業、福祉キャブ運行事業について、重度障害者等への支援の重点化を図る観点から、見直します。（2012（平成24）年度から）
緑ヶ丘霊園霊堂使用料の見直し	緑ヶ丘霊園霊堂使用料について、他都市の状況等を踏まえながら、第2霊堂の建設にあわせて見直します。（2012（平成24）年度）
墓地管理料の見直し	墓地管理料について、民間施設や他都市の状況等を踏まえながら見直します。（2013（平成25）年度）
墓地使用料の見直し	墓地使用料について、民間施設や他都市の状況等を踏まえながら見直しに向けた検討を進めます。
高等学校奨学金制度の見直し	高等学校奨学金制度について、次代を担う子どもたちの育ちを社会全体で応援する観点から国や県の教育に係る経済的負担の軽減施策等の動向を踏まえ、必要な見直しに向けた取組を進めます。（2012（平成24）年度）
学校施設開放における受益者負担の導入	学校施設開放における体育館電気代等の諸経費について、受益者負担とする対象経費の範囲等について検討し、受益者負担を導入します。（2013（平成25）年度）
青少年科学館プラネタリウム観覧料の見直し	改築整備事業を進めている青少年科学館のプラネタリウム観覧料について、他都市の状況等を踏まえながら、リニューアルオープンにあわせた見直しに向けた取組を進めます。（2012（平成24）年度）

## 2 これまでの方針に基づく見直し

これまでの3次にわたる改革プランにおいて、継続的な見直しが必要とされた取組等について、それぞれの改革プランに記載された方向性に基づき、引き続き見直しに向けた取組を進めます。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
小児医療費助成事業等の見直し	子育てに関連する医療費助成制度である、小児医療費助成事業について、制度の拡充に向けて検討するとともに、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児ぜん息患者医療費支給事業とあわせて、国及び県の制度改革の動向を踏まえた見直しに向けた検討を進めます。
分別収集品目の拡大	民間委託により川崎区・幸区・中原区で実施しているプラスチック製容器包装の分別収集について、全市拡大します。(2013(平成25)年度) また、分別拡大に伴うごみ減量化の取組状況や普通ごみ収集回数等の検証を踏まえながら、効率的・効果的な収集体制の構築に向けた検討を進めます。
心身障害者手当支給事業の見直し	心身障害者手当について、県や他都市の制度改革を踏まえて、支給要件等を見直すとともに、新たな在宅福祉施策への政策転換について取組を進めます。(2012(平成24)年度)
自転車等駐車場整理手数料の見直し	自転車等駐車場整理手数料について、周辺環境や施設特性、利用実態に応じた新たな料金体系への見直しを行います。(2012(平成24)年度)
市立高等学校定時制課程における学校給食の見直し	市立高等学校定時制課程における学校給食について、制度開始時からの状況変化を踏まえ、見直しに向けた取組を進めます。

## 3 見直し後の状況変化に対応するためのさらなる見直し

これまでの行財政改革の取組において一定の見直しを進めてきた事業についても、その後の状況変化により必要に応じてさらなる見直しを図ることとします。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
事業系ごみ施設搬入手料の見直し	事業系ごみ施設搬入手料について、事業系ごみの一層の減量化や資源化を促進するため、見直しに向けた検討を進めます。



取組事項	取組の概要・方向性
障害者施設運営費補助の見直し	障害者施設運営費補助について、障害者自立支援法等の見直しにあわせて、見直しに向けた検討を進めます。
高齢者外出支援乗車事業の見直し	高齢者外出支援乗車事業について、現行制度開始時からの状況変化を踏まえて、制度の見直しに向けた検討を進めます。
市立葬祭場使用料の見直し	市立葬祭場使用料について、他都市の状況等を踏まえながら、施設の大規模改修の状況にあわせて見直しに向けた検討を進めます。

#### 4 補助・助成金の見直し

補助・助成金については、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な市民活動の活性化など、本市の行政目的の達成において有効的な手法です。

一方、補助金の支出が長期にわたることにより、開始当時の目的や必要性が不明確となる、既得権化するおそれもあるなどの課題もあります。

こうしたことから、今後とも2005（平成17）年に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、改めて補助目的や補助対象を明確にした上で執行状況等を精査し、客観的な視点から必要性や効果等について検証していきます。

この検証を通じて、市民サービスの向上や公共の利益に寄与する補助・助成金については、積極的にその活用を図るとともに、費用対効果が低くなったり、その役割が薄れた補助・助成金については、分類ごとの見直し基準に従って見直しを行うなど、適正な運用に努めていきます。

##### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
特定財源型補助金の見直し	国庫補助金等の対象経費と対象外経費を明確化し、対象外経費については行政目的や公益性などを改めて検証し、段階的削減を図り、原則として廃止します。
協調型補助金の見直し	国・県等との負担基準を明確にし、行政目的や公益性などを改めて検証して負担割合の適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。
出資法人（25%以上）への補助金の見直し	出資法人の自立的な経営を促進させるため、「出資法人の経営改善指針」に従い見直します。
調整・補完型補助金の見直し	民間との格差、行政目的や公益性などを改めて検証してその適正化を図り、付加されている部分は原則として廃止します。

取組事項	取組の概要・方向性
団体支援型補助金の見直し	団体が行う事業の公益性や継続期間を検証し、原則として、補助・助成金の上限はその団体が自ら調達できる財源と同額（補助対象経費に対し最大限 1/2 補助）とするなど、団体の自立を促す観点から見直します。
事業支援型補助金の見直し	事業の公益性を検証し、目的、達成目標を明確にし、それぞれの内容に応じた見直しを行います。
個人支援型補助金の見直し	公平性と受益者の負担を検証し見直しを行います。

## 5 受益と負担の適正化

市が提供する公共サービスは、道路、公園の維持管理などの日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいものから、社会体育施設の管理運営などの特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。

個々に受ける公共サービスに相違がある場合には、納税という形でコストを負担している多くの市民との公平性や公正性を確保するため、利用する市民の方々には、その公共サービスの提供に要した費用の適正な負担が求められます。

こうしたことから、個々の公共サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなどの視点から、性質別に分類し、それぞれの種類に応じた適切な公費負担と受益者負担の割合の設定について検討し、見直しを図っていきます。

## 取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組

### 1 地方分権改革に向けた具体的な取組の推進

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲及びひも付き補助金の一括交付金化については、今後3年間で大きな進展が見込まれることから、国の動向を踏まえつつ、自主的・自立的な行財政運営の推進に向けた具体的な取組を推進していきます。

また、地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例（都道府県知事と市町村長の協議に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県の条例に定めるところにより市町村が処理することができる制度）を活用して、県市間の権限移譲を推進していきます。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大への対応	<p>施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、適切かつ迅速に実施します。また、国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等について、適切に対応します。</p> <p>[地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案等]</p> <p>○施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（7項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</li> <li>・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</li> <li>・障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</li> <li>・公営住宅の整備基準</li> <li>・道路構造に関する基準 など</li> </ul> <p>○国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（20項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を制定し又は改廃したときの県知事への報告義務の廃止</li> <li>・市の基本構想の策定義務の廃止 など</li> </ul> <p>[地域主権戦略大綱]</p> <p>○施設・公物設置管理の基準に関する条例の制定等（26項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅サービス等に従事する従業者の員数等に関する基準</li> <li>・指定障害福祉サービスに従事する従業者等に関する基準</li> <li>・都市公園の設置基準</li> <li>・図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準 など</li> </ul> <p>○国等の関与の見直しによる事務処理方法や計画策定業務の変更等（141項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事及び特定市町村の長の当該特定市町村区域における計量法に基づく事務の執行に係る協議の廃止</li> <li>・市町村が農業振興地域整備計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定の例示化 など</li> </ul>

取組事項	取組の概要・方向性
基礎自治体への権限移譲への対応	<p>基礎自治体への権限移譲について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、条例の制定や事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切かつ迅速に実施します。</p> <p>[地域主権戦略大綱] (27項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令</li> <li>・有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令</li> <li>・指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等</li> <li>・区域区分に関する都市計画の決定 など</li> </ul>
ひも付き補助金の一括交付金化への対応	<p>ひも付き補助金の一括交付金化について、関係法令の公布・施行時期、内容等を見据え、事務事業の円滑な実施に向けての体制整備等を適切に実施します。</p>
県市間の事務権限の移譲の推進	<p>法令改正に基づき移譲される事務権限と密接に関連する県の事務権限等について、市民サービスの向上や効率的な事務執行等の視点を総合的に勘案し、県市間の事務権限の移譲を推進します。</p>

## 2 国の制度見直し等に向けた提案

本市が、高い自由度のもとで自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、地方分権改革のさらなる推進が必要であることから、2012（平成24）年度の「地域主権推進大綱（仮称）」の策定等を見据え、義務付け・枠付けの原則廃止と条例制定権の拡大、包括的な権限移譲などが進められるよう、また、国と地方の役割分担に見合った税の配分など、真の分権型社会にふさわしい税財政制度が構築されるよう、必要な制度の実現・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。

また、生活保護制度や介護保険制度など、社会保障に関するものをはじめとするさまざまな国の制度についても、市民の利便性向上と制度の安定的運営が実現するよう、あらゆる機会を通じて、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
<p>真の分権型社会の実現に向けた提案</p>	<p>真の分権型社会の実現に向けた制度の構築・見直しについて、国等に積極的に提案していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな大都市制度の創設</li> <li>○「基礎自治体優先の原則」に基づく包括的な事務権限の移譲</li> <li>○義務付け・枠付け、関与の原則廃止</li> <li>○真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方間の税源配分の是正</li> <li>・大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化</li> <li>・事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設</li> <li>・国庫補助負担金の改革</li> <li>・国直轄事業負担金の廃止</li> <li>・地方交付税の改革 など</li> </ul> </li> </ul>
<p>国の制度に関する提案</p>	<p>さまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に提案していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護制度の抜本改革</li> <li>○国民健康保険財政の確立</li> <li>○介護保険制度の円滑な実施</li> <li>○障害者自立支援法等の見直し</li> <li>○後期高齢者医療制度の見直し</li> <li>○リサイクル制度の改善</li> <li>○アスベスト対策の推進 など</li> </ul>

## 取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

本市が、「第1次改革プラン」に基づく改革に着手する前の都市基盤施設の整備事業は、当時の計画に基づいて、財源を市債発行に頼りながら続けてきたことにより、市債残高の増嵩を招き、ひいては本市財政を圧迫する要因の一つとなっていました。

このような状況を受けて「第1次改革プラン」においては、新規着工予定であった大規模事業について、その着工を2002（平成14）年度から原則3年間凍結し、全ての事業について改めて必要性や費用対効果を精査した上で、厳しい事業選択と優先順位付けを行いました。

また、「第2次改革プラン」においては、計画の修正、事業主体・手法の見直し、計画的な維持修繕による長寿命化、低未利用資産の有効活用や施設の複合化、総合的な土地対策などを進め、さらに「第3次改革プラン」においては事業の効率的な執行と効果の発現に向けた取組を進めるなど、厳しい財政環境においても、活力ある暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきたところです。

こうした取組により、川崎駅周辺地区や小杉駅周辺地区などの整備による都市拠点の活性化や、大師橋の整備などによる産業道路の利便性の向上をはじめ、ミュージアム川崎シンフォニーホールやアートセンターなど文化・芸術のまちづくりの拠点となる施設の整備、主要駅周辺地区におけるエレベーター設置などのバリアフリー化の推進、PFI手法による多摩スポーツセンター建設事業や小学校普通教室の冷房化など、民間活力の積極的な導入などによるまちづくりによって、都市機能の充実が目に見えるようになってきたことは、これまでの3次にわたる行財政改革の一定の成果であったといえます。

今回策定する「新たな改革プラン」においては、これまでの取組を継続して進めるとともに、高齢化が進展した人口減少社会に向けた、都市基盤施設の整備における基本的な事業選択の考え方を示していきます。また、厳しい財政状況を十分に踏まえ、既存計画の見直し、維持管理の負担を勘案した施設整備や環境変化に柔軟に対応できる施設整備、効率的な整備・運営手法の導入、さらには中長期的な視点に立った戦略的な資産活用取組などにより、将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用を推進していきます。

## 1 都市基盤施設の整備

### (1) 事業選択の考え方

今後の都市基盤施設の整備においては、引き続き、多額の財源不足が想定されることから、さらなる厳しい事業選択と優先順位付けが必要となります。

市民生活は個人の生命や財産などの安全・安心が保証されることを基礎として成り立っていることから、都市基盤施設の整備にあたっては、まず市民生活の安全・安心確保に向けた取組を優先的に実施していく必要があります。本市においても、これまでの2期にわたる「新総合計画」の実行計画において、「安全・安心な地域生活環境の整備」を重点戦略プランとして位置付け、耐震対策や施設のバリアフリー化などに取り組んできたところであり、これらの取組については今後も引き続き推進していきます。

さらに、高齢化が進展した人口減少社会においては、高齢者や障害者をはじめとした全ての人にやさしいまちづくりを進めるとともに、既成市街地におけるさまざまな都市機能を再編整備し、効率的な機能を持たせるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

また、国際社会における成長戦略に基づき地域経済基盤を強化し、持続的な発展に向けた取組を進めていく必要があります。

これらのことから、「新たな改革プラン」においては、

- ① 誰もが便利にかつ効率的に公共サービスを楽しむような都市機能への転換
- ② 地域の経済基盤を支える新たな成長産業の振興

を中長期的な視点として、今後の都市基盤整備を進めていきます。

また、限られた財源を最大限に活用した投資を行うため、

- ① 市民生活の安全・安心を確保すること。
- ② 長期にわたり広い範囲で相乗的に波及する効果を発現すること。
- ③ 事業熟度が高く、早期に効果を発現すること。
- ④ 市民が愛着と誇りを持てる魅力を創出すること。

を事業選択の基本的な考え方とし、「第3期実行計画」において中長期的なまちづくりの方向性なども踏まえて各事業の取組を位置付け、効率的・効果的な都市基盤施設の整備を推進していきます。

## (2) 既存計画の見直し

都市機能の維持向上の観点から、計画的な都市基盤施設の整備を推進するため、正確な進捗状況の把握や、的確な状況判断により、より効率的な効果の発現をめざし、さまざまな環境変化に応じた適切な事業計画の見直しを図ります。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については地域住民や関係機関等と調整の上、既存の都市計画決定の変更等に向けた検討を行います。
次期道路整備プログラムの策定に向けた検討	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路をとりまく社会環境を踏まえながら、次期道路整備プログラムの策定に向けた検討を進めます。
「二ヶ領用水総合基本計画」の改定	1992（平成4）年度に策定された「二ヶ領用水総合基本計画」を改定し、市民・行政の役割や行動等を位置付け、より身近な二ヶ領用水をめざすとともに活用・保全・整備の取組について再構築を進めます。
長期未整備公園緑地の見直し	長期間未整備である都市計画公園緑地について、2010（平成22）年2月の川崎市環境審議会からの答申を踏まえて策定した「長期未整備公園緑地の対応方針」に基づき、都市計画区域の見直しや事業化の検討に取り組みます。

## (3) 維持管理の負担を勘案した施設整備

都市基盤施設の整備にあたっては、環境への負荷も含めて、維持管理の負担を厳しく勘案することとし、管理・補修しやすい構造や、再生可能エネルギーの積極的な導入等を図ります。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
環境に配慮した（仮称）産学公民連携研究センターの施設整備	殿町3丁目地区に建設予定の（仮称）産学公民連携研究センターについて、太陽光・太陽熱・地中熱の活用や、照明・空調の自動制御の導入など環境に配慮した施設整備を行います。
環境に配慮した学校の施設整備	上作延小学校・百合丘小学校の改築事業において、窓面の日除け、夏季の夜間換気システム及び断熱効果の高い壁等の導入により、建物の環境性能の向上を図るなど、環境に配慮した施設整備を行います。



#### (4) さまざまな環境変化に柔軟に対応できる施設整備

都市基盤施設の整備にあたっては、人口構成をはじめとしたさまざまな行政需要の変化に適切に対応できるよう、将来の機能転換等も視野に入れた整備を図ります。

##### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
(仮称) 産学公民連携研究センターにおける柔軟な施設整備	殿町3丁目地区に建設予定の(仮称)産学公民連携研究センターについて、高度な複合研究施設として、長い柱間隔による設計、設備用バルコニーの設置など、多様な研究内容に柔軟に対応できる施設整備を行います。
駅周辺の保育所の民間事業者を活用した施設整備	駅周辺における賃貸借等の手法等を活用した民間事業者による整備など、即効性があり、かつ環境変化に柔軟な対応が可能な保育所の整備を行います。
子母口小学校・東橋中学校の合築による施設整備	子母口小学校・東橋中学校について、小中9年間にわたる良好な教育環境の確保に向けて、児童生徒数の変化に対応可能な合築整備を行います。

#### (5) 効率的な整備・運営手法の導入

都市基盤施設の整備にあたっては、PFIなどの新事業手法による民間活力の積極的な活用や契約手法の工夫、また、機能性を追及した設計や最新技術の導入などにより、財政支出の圧縮・平準化等が見込めることから、その積極的な活用を図ります。

##### 【主な取組】

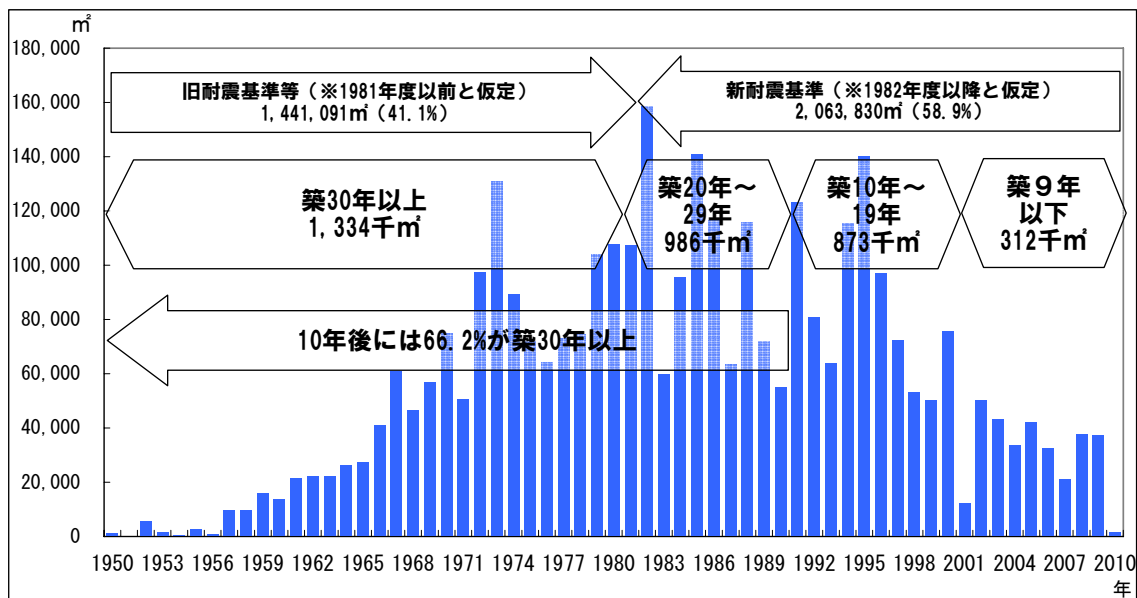
取組事項	取組の概要・方向性
民間事業者による(仮称)産学公民連携研究センターの施設整備	殿町3丁目地区に建設予定の(仮称)産学公民連携研究センターについて、民間事業者のノウハウや情報、ネットワークを活用し、建設・維持管理・運営の一体的運用を行います。
スポーツ・文化複合施設整備における民間活力の導入に向けた検討	川崎市体育館建替えに伴い、富士見公園に整備予定のスポーツ・文化複合施設について、PFI手法などの民間活力の導入を視野に入れた施設整備手法を検討します。
リサイクルパークあさお整備事業への公設民営方式の導入	リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、長期的な社会環境の変化に柔軟に対応できる、公設民営方式による事業とし、2011(平成23)年度からの工事着手を目標に取組を進めます。
民間事業者による自転車等駐車場の整備及び管理運営	自転車等駐車場について、民間事業者による整備を促進するとともに、指定管理者制度の導入等による管理運営を行います。

## 2 戦略的な資産活用

### (1) 資産マネジメントプランの策定

本市は指定都市移行以来、多くの都市基盤施設を集中的に整備してきたこともあり、図表16のとおり、10年後の2020(平成32)年度以降には、現在ある市内公共建築物の約66%が築30年以上となり、大規模修繕や施設更新のための財政負担が増大・集中する懸念があります。

図表16 市内公共建築物の建築年度別延床面積



本市はこれまでも、施設の長寿命化や複合化、低未利用資産の有効活用などに取り組んできましたが、今後は改めて、本市が保有する土地や建物などの資産を重要な経営資源としてとらえ直し、将来的な人口減少社会や、依然として厳しい財政状況を見据えた中長期的な視点に立ち、土地の高度利用や施設機能の複合化や転用といった総合的な資産活用の取組を推進していく必要があります。

また、これまで本市が保有する資産に関する情報は、面積や構造等の基礎的な情報については「公有財産台帳」によって管理されているものの、容積率の活用状況や修繕の履歴、さらには利用者数や維持管理コスト等の資産の運営状況を分析するために有効なデータについては、それぞれ所管する局区が管理しており、一元的な把握が難しい状況でしたが、資産データを全庁一元的に管理する仕組みづくりを進めるとともに、これら資産データから「重要評価指標(※)」を設定し、資産価値や維持管理経費等

の客観的・多角的な評価や、さらには市民館や保育所等の市内に分散している同種類の資産については横並び比較による評価も行いながら、資産活用と保有の最適化をめざします。

こうした取組推進の考え方や資産データの管理・評価手法などは、2010（平成22）年度策定の「かわさき資産マネジメントプラン」にとりまとめ、2011（平成23）年度以降は、資産データの整備や推進体制についての検討をさらに進め、順次スピードアップを図りながら、全庁横断的な視点による総合的な資産マネジメントを実践していきます。

（※）重要評価指標：施設の有効利用度を評価する指標のこと。

## （2）資産マネジメントの考え方と具体的な方策

### ア 施設再編（統廃合、機能転用等）による資産保有の最適化

本市の資産マネジメントでは、次のような観点から資産を評価・分析し、施設の統廃合、機能転用等を行うことにより、資産保有の最適化を図ります。

#### （ア）サービス提供の最適性から見た資産活用

本市が保有すべき資産の適正量は、さまざまな行政サービスにおいて、本市が担うべき役割を十分に見極めながら、それぞれの資産の持つ価値や状況等を分析して決定されていく必要があります。

具体的な分析材料には次のような項目が考えられます。

#### 【サービス提供のあり方と資産の関係】

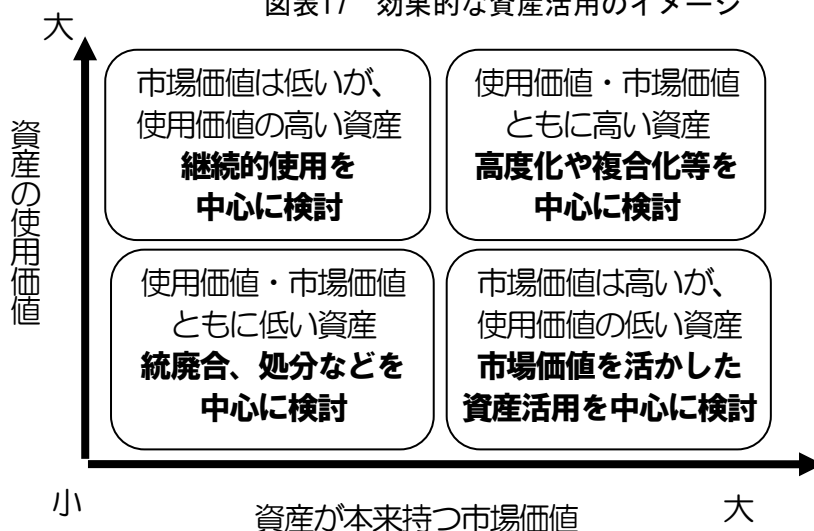
- ・サービスの需要と供給の関係
- ・費用対効果の視点に立ったサービス提供の効率性
- ・サービスの提供にふさわしい場所、時間、品質
- ・民間活用や公民連携の視点による適切なサービス提供主体

#### 【効果的な資産活用のあり方】

- ・資産の使用価値（行政目的、利用度、機能、建物老朽化の状況など）
- ・資産が本来持つ市場価値（収益性、立地条件、土地の法的制限や形状など）

こうした視点によるマネジメントを行うことにより、市民サービスの提供拠点として最適な資産活用を推進します（図表17）。

図表17 効果的な資産活用のイメージ



(イ) 都市機能としての資産の最適化

資産の最適化を図っていく上では、資産を単体でとらえるだけでなく、一定の区域における都市機能のあり方を見据え、資産価値の総量やサービスの総量といった視点で検証し、最適かつ効率的な都市機能を形成していく必要があります。

例えば、図表18のように拠点駅の周辺区域には、さまざまな公共施設があるのが一般的ですが、その資産価値や運営費等の総額は膨大な額にのぼることが推測されます。

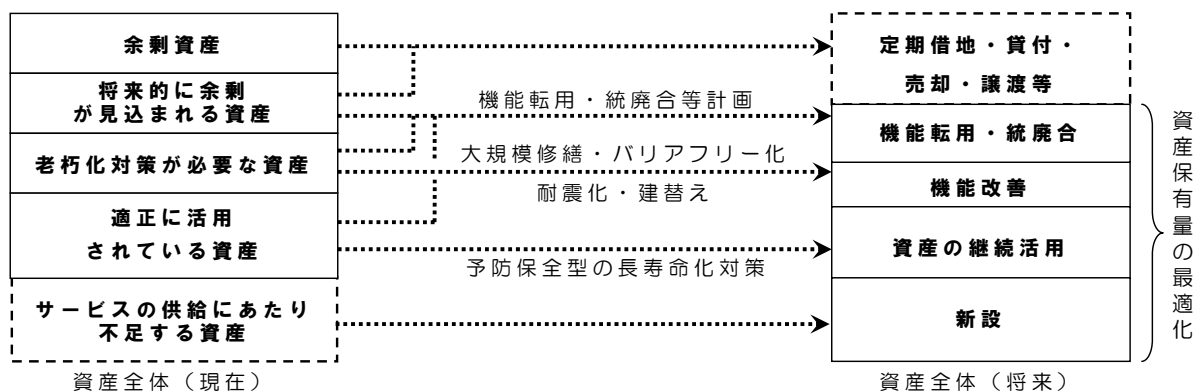
こうしたことを十分に踏まえながら、既存の資産を適正な需給バランスのもとで効率化し、保有量の適正化と債務の縮減を図っていきます。

図表18 架空のA駅周辺の公共施設



このような資産保有の最適化の取組により、市民ニーズがなく不要と判断されたり、余剰な供給能力を備えている資産の場合は、図表19に示すとおり、定期借地、貸付、売却、譲渡などの活用を行います。

図表19 資産保有の最適化のイメージ



【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
男女共同参画センターの老朽化に伴う資産有効活用方策の検討	旧高津市民館を活用した男女共同参画センター（すくらむ21）の老朽化に伴い、中長期的な視野に立った資産の有効活用方策についての検討を進めます。
生活文化会館の老朽化に伴う資産有効活用方策の検討	旧高津区役所を活用した生活文化会館（てくのかわさき）の老朽化に伴い、中長期的な視野に立った資産の有効活用方策についての検討を進めます。
南部児童相談所の移転に伴う跡地の有効活用方策の検討	こども家庭センター（新中央児童相談所）及び一時保護所を整備・運営開始した後の南部児童相談所の移転に伴う跡地の有効活用方策についての検討を進めます。
南部市場北側余剰地の効果的な活用	南部市場の機能集約に伴う北側余剰地について、市場の活性化を図る機能の導入や特別養護老人ホームの整備を行うなど、土地の有効活用を図ります。
公害研究所の移転に伴う跡地の有効活用	環境総合研究所への公害研究所の移転に伴う跡地に障害者日中活動支援施設などを整備し、隣接する田島養護学校などとの連携を含めて、跡地の有効活用を図ります。
衛生研究所の移転に伴う跡地の有効活用方策の検討	（仮称）健康安全研究センターへの衛生研究所の移転に伴う跡地の有効活用方策についての検討を進めます。

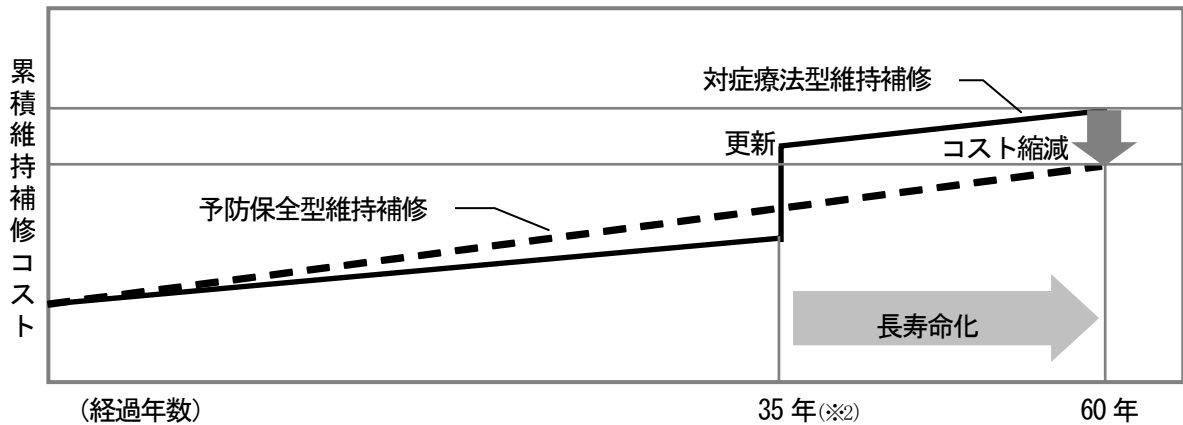
取組事項	取組の概要・方向性
公営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進	公営住宅の老朽化に伴う建替えを行う際に、土地の高度利用や住宅の統合が可能な場合には、余裕用地を活用して、地域の実情に応じた福祉施設等の整備を推進します。
区役所支所・出張所における市民活動支援等のための建物の有効活用	市内4か所にある区役所出張所機能再編を行うとともに、支所・出張所について、エレベーター設置等のバリアフリー化を進めながら、地域振興・市民活動支援機能を順次整備・拡充し、建物の有効活用を図ります。
区役所連絡所における資産有効活用方策の検討	区役所連絡所の証明書発行窓口の見直しなどの機能再編と連動して、資産の有効活用方策についての検討を進めます。また、宮前連絡所については、障害者日中活動支援拠点施設に機能再編し、特別支援学校等卒業生対策として、資産の有効活用を図ります。
防災拠点としての消防出張所の整備	市民の安全を守る防災拠点として、消防出張所の適正配置を進め、救急車等の現場到着時間の短縮を図るため、麻生消防署の（仮称）栗木出張所の整備を進めるとともに、老朽化への的確な対応を図るため、麻生消防署柿生出張所等の改築を推進します。
学校施設の有効活用の推進	地域の身近な学校施設を市民の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用できるよう、セキュリティ対策を講じながらさらに整備を進め、一層の学校施設開放など有効活用の取組を推進します。

## イ 予防保全型の維持補修による長寿命化

都市基盤施設の長寿命化に向けては、適時・適切な維持補修が重要ですが、維持補修については、劣化や破損が発生してから修繕する対症療法型の維持補修の場合と、劣化や破損を予測し未然防止策を講じた上で損傷の拡大を抑制する予防保全型の維持補修の場合とでは、予防保全型の場合のほうが、維持補修に係るコストが平準化されるだけでなく、総コストは軽減される傾向にあります（図表20）。

本市にとって今後も必要と考えられる資産については、市民の安全確保を第一に、財政負担の軽減と平準化を推進する観点から、予防保全型の維持補修による資産の長寿命化を推進します。

図表20 対症療法型維持補修と予防保全型維持補修のライフサイクルコスト(※1)のイメージ



(※1) ライフサイクルコスト (life cycle cost) : 建設費、維持補修費、管理運営費など資産の存続期間に発生する総費用のこと。

(※2) 35年 : 本市公共建築物の平均更新年数

また、財政負担を低減させながら資産を適切に維持管理し、良好な市民サービスを提供するためには、当該資産の物理的な特性や構造ごとに、適切な工事費単価や計画的修繕のパターンモデルを設定した上で、例えば現在の使用目的を変更せず使用了場合、あるいは複合化等による効率化を前提とした場合、さらには建替えを行った場合など、さまざまなパターンにおけるライフサイクルコストを比較しながら、その資産にあった最適な活用手法を見極める必要があります。

この検討は、個々の資産ごとに、ある程度の専門的な知識と一定の時間を要することから、可能なものから着手し、その成果を類似した他の資産へも活用していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
川崎シンフォニーホール機能の維持・向上に向けた修繕計画の策定	「音楽のまち・かわさき」の中核施設であり、国際的評価が高まっているホールとしてのレベルを維持・向上させていくため、中長期的な視野に立った持続可能な修繕計画を策定します。
いこいの家の長寿命化とさらなる有効活用の推進	設置数が多く老朽化等による維持補修費の増大が見込まれることから、計画的な予防保全型の長寿命化対策を推進するとともに、建替えを行う場合には、他の施設との複合化なども視野に入れた施設整備の効率化の検討を進めます。
かわさき北部斎苑の計画的な改修	施設の老朽化と火葬需要のさらなる増加に的確に対応するため、一定の稼働状況を維持しながらの計画的な大規模改修に取り組みます。

取組事項	取組の概要・方向性
公共建築物の長寿命化の推進 (市役所第3庁舎・高津区役所・多摩区役所・とどろきアリーナ・港湾振興会館)	築後概ね15年程度、かつ、延床面積10,000㎡以上の予防的維持補修の実施による財政負担軽減効果の大きい大規模施設について、中長期保全計画に基づく計画的な維持補修を実施し、施設相互の修繕経費の調整と施設の長寿命化を推進することにより、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。
公共施設における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進	川崎市役所から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進するため、公共施設においては断熱性能を高め、省エネルギー機器や、再生可能エネルギー利用設備の導入等を推進します。
生田緑地の公園施設の適切な維持管理に向けた取組の推進	緑地としての適切な維持管理のため、ベンチや管理柵などの公園施設について、老朽度を勘案しながら、利用する市民の安全確保と財政負担の平準化に向けた資産マネジメントに取り組みます。
適切な道路維持補修事業の推進	更新時期の集中や道路冠水等への対策といった重要課題への取組を進めながら、予防保全型の計画的な維持補修を推進するとともに、劣化状況に応じた的確な対応も図りながら、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。
エスカレーター・エレベーターの老朽化対策と計画的な更新の推進	ユニバーサルデザインの採用による利用者の快適性と常時の安全性の確保のため、長期更新計画を策定するとともに予防保全型の維持補修を推進し、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。
橋りょう整備における長寿命化の推進	2010(平成22)年度策定の「長寿命化修繕計画」において長寿命化の対象とした橋りょうについて、効果的な予防保全型の維持補修を行い、劣化状況に応じた的確な対応も図りながら、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。
下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施し、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。
消防施設の長寿命化の推進	市民の安全を守る防災拠点である消防署等について、出動体制を確保するため、予防保全型の維持補修を推進することにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減・平準化をめざします。
義務教育施設の効率的なマネジメントによる機能の底上げと長寿命化の推進	緊急性や重要性に配慮した教育環境の整備を計画的に進めながら、老朽化への対応を建替え中心の施設整備から既存施設の再生整備へ手法を転換するとともに、長期的な視点による効率的なマネジメントを行い、施設の機能の底上げと長寿命化を図ります。



## ウ 多様な手法による市有財産有効活用

これまでの行財政改革の取組においても、テレビや映画のロケーションへの庁舎の使用、ラッピングバス、玄関マット等による広告掲載事業など、地方自治体として行うべき行政サービス提供のための資産活用にとどまらず、民間企業的な手法による資産の活用による歳入確保の取組を積極的に推進してきました。

さらには、2007（平成19）年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」をとりまとめ、2008（平成20）年度から自動販売機設置場所の使用許可制を見直し、入札による貸付を実施した結果、単年度ベースで約1億6千万円の貸付収入を得たばかりでなく、2009（平成21）年度から市役所及び区役所駐車場の適正利用を促進するため民間事業者へ貸付けて有料化を開始したことにより、駐車場の維持管理費用と貸付収入をあわせて、約5千万円の財政効果を得ることができました。

こうした取組については、継続的・安定的な歳入確保をめざしながら対象範囲の拡大や契約内容のさらなる改善に取り組めます。また、本来の行政目的に供するまで一定の期間があるものや、敷地や建物に余裕がある資産については、本市の施策課題の解決に向けた活用や民間事業者への貸付など、効果的な取組を推進します。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進	庁舎や公の施設に設置している駐車場のうち、採算性が見込める場所については、民間事業者の活用による適正利用を推進します。
庁舎等余剰地や余剰床の有効活用の推進	庁舎や公の施設などに余剰地や余剰床が発生し、特段の活用方策がない場合は、貸付等による有効活用を推進します。
自動販売機設置場所貸付契約の制度改革	採算性の高い場所を検討し、継続的・安定的な歳入の確保をめざしながら、貸付事務の効率化を図ります。また、環境配慮型、災害対応型等の多様な機種種の導入や、市内業者の参入しやすい制度構築についても検討を進めます。
広告掲載事業の推進	市民の利便性の向上や、企業との連携による効果が期待できる場合は、公共施設としてのイメージ、景観、市民の安全性等にも配慮し、有識者等の意見も伺いながら、市有財産を活用した広告物の掲載に向けた検討を進めます。
ネーミングライツ（命名権）の導入	本市と企業の連携による施設イメージの向上と周辺地域の活性化を目的に、企業をとりまく厳しい状況を勘案しながら、対象施設や事業を幅広く検討・選定し、着実な制度の導入をめざします。

取組事項	取組の概要・方向性
国有地や民有地等の有効活用	市内の国有地や県有地、さらには民間企業等の所有する土地や施設も視野に入れながら、本市施策課題の解決に向けた有効活用を検討します。
道路・河川事業予定地及び残地の一時貸付	道路整備や河川改修等を目的に取得した用地で、本来の行政目的に供するまで一定の期間があるものや、整備事業後に残地となったものについては、民間駐車場や看板などの用途を目的とした一時貸付の取組を進めます。
不法占拠対策の推進	不法占拠されている市有財産について、速やかに不法占拠の状態を解消し、市有財産の有用性を最大限に発揮できるよう、全庁的な対応方針を作成し、これに基づいた対策を進め、あわせて専門的知識の取得や、効率的に対応できる仕組みづくりについて検討を進めます。

## 第4章 「財政フレーム」

### 「財政フレーム」

「財政フレーム」は、持続可能な財政構造の構築に向けて計画的な行財政運営を進めていくため策定するものです。具体的には、市税収入等の見通しや「第3期実行計画」の事業費、行財政改革の効果、さらには財源対策についても調整を行い、今後の行財政運営の指針となるもので、2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度は、「第3期実行計画」の計画期間外ではありますが、2013（平成25）年度までと同様の考え方により、現状で想定し得る合理的な範囲内で、歳入及び歳出の事業費の見積りを行っています。

今後、この新たな「財政フレーム」に沿って計画的な行財政運営を行うとともに、財政状況を的確に把握するための「12の指標」等を効果的に活用しながら財政運営に努めることにより、短期的には、

① 2014(平成26)年度には減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図る

という目標を達成するとともに、

中長期的には、

② 継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保を図る

③ 資産マネジメント（資産保有量の最適化・施設等の長寿命化等）の推進や市債の適正な活用により将来負担の適切な管理を行う

こととし、こうした取組を通じ、将来にわたり安定的な市民サービスの提供が行えるよう、持続可能な財政構造の構築をめざします。

なお、2012（平成24）年度及び2013（平成25）年度の予算編成は、「第3期実行計画」の内容や各事業の進捗状況を十分踏まえながら進めていきますが、市税収入等の見積りや臨時財政対策債の取り扱いなどについては、景気動向や、国の地方財政対策、地方分権改革の状況など社会経済環境の状況に大きく影響を受けることから、各年度の予算編成段階では、差異が生じる可能性があります。また、歳出面においても、第3期実行計画事業費は歳入見積の総額を一定規模上回る内容となっており、さらに、計画期間中に新たに発生した課題への対応が生じることも想定されることから、各年度の予算編成段階においては、さらなる施策調整や事務事業の見直しなど、情勢の変化に的確かつ機動的に対応することとします。

# 財政フレーム

一般財源ベース

単位：億円

## 健全な財政構造の構築に向けた取組目標

目標 ① 平成26年度には減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡を図る

目標 ② 継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保を図る

目標 ③ 資産マネジメント(資産保有量の最適化・施設の長寿命化等)の推進や市債の適正な活用により将来負担の適切な管理を行う

## 歳入フレーム (減債基金新規借入金を除く)

	H23予算	H24見込	H25見込	H26見込	H27見込
市税	2,796	2,809	2,832	2,857	2,868
地方譲与税	31	30	30	29	29
利子割交付金～軽油引取税交付金	171	170	165	172	179
地方交付税	5	5	5	5	5
市債	185	185	185	185	185
減債基金借入金(過年度分)	150	258	353	413	413
その他	156	123	142	142	117
歳入計 A	3,494	3,580	3,712	3,803	3,796

※平成24年度以降の市税等は、市民税においては個人・法人の別に人口動態や企業収益、物価上昇等の影響を見込むなど、各税目ごとに近年の動向を参考に算定

## 歳出フレーム

	第3期実行計画期間内の計画事業費				
	H23予算	H24見込	H25見込	H26見込	H27見込
人件費	895	872	857	835	828
扶助費	443	469	487	503	520
公債費	722	684	716	714	728
投資的経費	175	177	177	175	175
減債基金借入金返還金	150	258	353	413	413
その他	1,217	1,250	1,241	1,220	1,189
歳出計 B	3,602	3,710	3,831	3,860	3,853

※人件費は、給与改定による影響を見込まずに算定

※人件費のうち退職手当は、退職予定者数を勘案して算定

※投資的経費のうち平成26年度以降は、過去の推移を基本に算定

減債基金からの新規借入れ C	108	95	60	0	0
----------------	-----	----	----	---	---

施策調整・事務事業の見直し等による要調整額 D=A-B+C	-	-35	-59	-57	-57
-------------------------------	---	-----	-----	-----	-----

※平成24年度以降の歳入歳出の額は、今後の精査により変動する可能性があります。

減債基金の状況見込み

	H23	H24	H25	H26	H27
減債基金年度末残高見込み E	1,187	1,377	1,519	1,685	1,877
うち一般会計借入見込額累計 F	258	353	413	413	413
G=E-F	929	1,024	1,106	1,272	1,464

行財政改革による対応額等の内訳

財源対策による対応

	H23予算	H24見込	H25見込	H26見込	H27見込
退職手当債の活用	27	27	27	27	27
行政改革等推進債の活用	90	90	90	90	90
国保会計繰出金の未計上	47	47	47	47	47
財源対策計 H	164	164	164	164	164

行財政改革による対応

	H24見込	H25見込	H26見込	H27見込
人件費の見直し	16	32	48	64
扶助費の見直し	4	6	7	8
投資的経費の見直し	10	10	10	10
その他経費の見直し	15	30	45	60
PRE戦略及び債権確保策の強化等による歳入の確保	15	20	20	20
行財政改革の目標額計 I	60	98	130	162

対策前の収支不足額 D-H-I	-259	-321	-351	-383
-----------------	------	------	------	------

## 第5章 推進体制と進行管理

「新たな改革プラン」に基づく改革の進捗状況については、これまでと同様に、毎年度の取組結果がまとまった時点などに適宜市民や議会の皆様に報告し、意見を伺いながら改革を推進します。

また、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて、実施内容の具体化及び見直しを適宜行っていくために、次の取組を行います。

### 1 川崎市行財政改革委員会

学識経験者等で構成される川崎市行財政改革委員会及び市民で構成される同市民部会に、改革の進捗状況等について報告し、改革に対する意見を伺います。

### 2 川崎市行財政改革推進本部会議

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を引き続き活用します。

会議は、行財政改革に係る推進計画の策定や進行管理に関することを中心とした、本市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

### 3 川崎再生ACTIONシステムの活用

全ての事務事業について、行政関与のあり方や事業の妥当性、有効性、効率性、経済性等について点検を行っている「川崎再生ACTIONシステム」を引き続き実施し、点検の結果に基づき、適宜改革の取組事項の見直しを行っていくとともに、予算編成や職員配置計画・組織整備等に反映していきます。

# 新たな行財政改革プラン案

2011（平成23）年2月

川崎市

（お問合せ先）

川崎市総務局行財政改革室

電話：044-200-2050

FAX：044-200-0622

E mail：16gyosys@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

---

川崎市